

第 8 2 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

(決 算 特 別 委 員 会)

平 成 30 年 8 月 31 日 開 会
平 成 30 年 9 月 4 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 8 2 回南部町議会 決算特別委員会会議録目次

第 1 号（8月31日）

○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○臨時委員長紹介	2
○開会及び開議の宣告	2
○委員長の互選	2
○副委員長の互選	3
○散会の宣告	4

第 2 号（9月4日）

○出席委員	5
○欠席委員	5
○説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した者の職氏名	5
○開議の宣告	7
○代表監査委員の審査意見報告	7
○議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	59

○議案第 8 2 号及び議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 7
○議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 9
○議案第 8 6 号から議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○閉会の宣告	7 8
○署名	7 9

平成30年8月31日（金曜日）

第82回南部町議会 決算特別委員会会議録
(第1号)

南部町議会決算特別委員会会議録（第1号）

平成30年8月31日（金）

出席委員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名（なし）

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏坂由美子	班長	小林京子
総括主査	留目成人		

◎臨時委員長紹介

○事務局長（夏坂由美子君） 本委員会は、先ほどの本会議において設置され、初めての決算特別委員会です。委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定によって、会場内の年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

年長の工藤幸子委員をご紹介いたします。工藤幸子委員は委員長席にお願いします。

（臨時委員長 工藤幸子君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（工藤幸子君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまでの間、臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（工藤幸子君） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

（午前11時01分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（工藤幸子君） 委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（工藤幸子君） 異議なしと認めます。

互選方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員の私から、指名することにしたいと思います。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤幸子君) 異議なしと認めます。

年長委員の私から、指名することに決定しました。

委員長に川守田稔君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました川守田稔君を委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤幸子君) 異議なしと認めます。

川守田稔君が決算特別委員会委員長に当選されました。

委員長が互選されましたので、委員長と交代します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(川守田稔君 委員長席に着く)

○委員長(川守田稔君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

ただいま、決算特別委員会の委員長にご推挙いただきました。

誠に光荣でありますとともに、審査に当たりましては、委員各位のご協力をいただきまして、円滑かつ効率的な委員会運営を図っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎副委員長の互選

○委員長(川守田稔君) これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。互選の方法は指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川守田稔君) 異議なしと認めます。

互選方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、委員長の私から指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川守田稔君) 異議なしと認めます。

委員長の私から指名することに決定しました。

副委員長に工藤正孝君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました工藤正孝君を決算特別委員会副委員長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川守田稔君) 異議なしと認めます。

工藤正孝君が決算特別委員会副委員長に当選されました。

これで、副委員長の互選を終わります。

◎散会の宣告

○委員長(川守田稔君) お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川守田稔君) 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

なお、本委員会は9月4日、午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。ご協力、ありがとうございました。

(午前11時07分)

平成30年9月4日（火曜日）

第82回南部町議会 決算特別委員会会議録
(第2号)

南部町議会決算特別委員会会議録（第2号）

平成30年9月4日（火）

出席委員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	西舘勝彦君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	金野貢君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君
農林課長	東野成人君	商工観光課長	中里司君
建設課長	川村正則君	会計管理者	野月正治君
医療センター事務長	佐々木大君	老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	中村貞雄君	社会教育課長	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	松橋悟君	代表監査委員	山口裕貢君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏坂由美子	班長	小林京子
------	-------	----	------

人 成 目 留 査 主 括 総

◎開議の宣告

○委員長（川守田稔君） 会議の前にお知らせいたします。本日と明日、本委員会を課長補佐等の職員が傍聴席において傍聴されますので、お知らせいたします。

それからもう一つ、議員の皆さまにはご相談がございます。

今夜から明日にかけて、台風21号が通過します。災害を前提とした対応も進んでおるように見受けられます。

それで、本日は一般会計のみの予定としておりますが、本日のうちに明日の分も含めて、できる限り、議事を進めたいと考えますが、議員の皆さまはいかがでしょうか。（「今日、一日で全部やるの。」の声あり。）

いけるとこまでいけたら良いと思います。それでもって、明日、残りをやって、もし、災害という事態であれば、そういう対処に課長を含めて職員を専念していただくという趣旨でありますので、皆さんどうぞご理解のうえ、ご協力願います。

上着はみなさん、脱いでらっしゃいますね。大変、暑いようですので、水分補給も含めて、ご自愛なさいながら議事運営願います。

これより決算特別委員会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○委員長（川守田稔君） 本委員会に付託されました案件は、議案第74号から議案第91号までの平成29年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案18件であります。

◎代表監査委員の審査意見報告

○委員長（川守田稔君） ここで代表監査委員から決算審査の意見を求めます。代表監査委員、山口裕貢君。

（代表監査委員 山口裕貢君 登壇）

○代表監査委員（山口裕貢君） おはようございます。それでは平成29年度南部町各会計歳入歳出決算等の審査結果をご報告申し上げます。

決算における審査の対象は、平成29年4月から平成30年3月までの各会計の決算であります。

審査は、平成30年7月30日・31日、8月2日・3日の4日間、実施いたしました。

審査にあたりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その内容及び計数が関係諸帳簿、証拠書類と符合し、かつ適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。

それでは、決算特別委員会の審査にあたり、決算の概要及び意見を申し上げます。

一般会計は、歳入総額103億7,400万5,112円、歳出総額99億8,593万6,601円で、歳入歳出差引額は3億8,806万8,511円の黒字であります。

平成29年度は翌年度へ繰り越すべき一般財源がないことから、歳入歳出差引額の3億8,806万8,511円が実質収支額となり、そのうち減債基金へ800万円、財政調整基金へ2億8,000万円積み立てをしております。

歳入における収入未済額は、町税、住宅使用料、保育料及び奨学資金貸付金が特に多く、自主財源の根幹をなす収入確保は最優先課題であります。

更にこのことは善良なる納税者あるいは納入義務者との不均衡が生ずることとなりますので、収納状況等を定期的にチェックするなど、滞納の解消に向けて、未納者の状況把握を徹底し、より実効性のある債権回収策を講ずるとともに、納税者等の理解と協力を得ながら、収納率向上を図り、未納金発生の防止及び早期回収に鋭意努力されることを望みます。

また、不納欠損処理についても、時効消滅の前に十分な財産調査等により納付能力を判断し、安易に不納欠損することのないよう、厳しい対応を求めるものであります。

歳出は、予算額と支出済額の比較差が3億526万5,399円ありますが、翌年度繰越額がないことから、3億526万5,399円が不用額となります。なお、実質の予算執行率は、97.03 %となっております。

基金の運用状況は、全般的に順当な運用管理がなされております。平成29年度末の現在高は、28年度末に比較して5億7,304万円の増となっております。

次に、特別会計でございますが、平成29年度各特別会計の歳入総額は102億2,788万7,932円、歳出総額は100億1,709万2,600円で、歳入歳出差引総額は2億1,079万5,332円となり、堅実な予

算執行により黒字決算となっております。

南部町病院事業会計につきましては、収益的収支において1,232万194円の純損失となっておりますが、これは収入面においては平成29年6月末での歯科の廃止、支出面においては材料費の増加が主な要因とされますが、キャッシュベースや不良債権がないことなどを勘案すると、経営の健全化が図られ、適正に予算執行されていると認められます。

なお、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、農業集落排水事業の各会計の収入未済額については、一般会計同様、引き続き電話や文書での催告などを強化し、徴収計画を再吟味するなど、収入未済の縮減に努められ、未納解消に期待するものであります。

全会計決算の詳細につきましては、皆様のお手元に配布しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

決算審査の結果であります。審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。

当該年度においても、緊縮財政が続く状況で、経費節減に取り組んでおり、町当局の努力を評価するものであります。

今後とも行財政運営にあたっては費用対効果を念頭におき、さらなる合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、町民サービスのなお一層の向上を図られるようご期待を申し上げまして、平成29年度各会計歳入歳出決算審査に関する報告を終わります。

○委員長（川守田稔君） 代表監査委員の報告が終わりました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川守田稔君） 審査にあたり、各委員及び説明員にお願いいたします。質疑及び答弁を行う場合は、挙手をして委員長の許可を得てから要点を簡潔明瞭にご発言するようお願いいたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

ただ今から、決算の審査を行います。

議案第74号、平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（野月正治君） おはようございます。

議案第74号、平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

お手元に配布しておりますA 4 横の平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算資料をご覧ください。

それでは、資料の 1 ページをお開きください。

最初に、一番下の欄、歳入合計ですが、予算現額102億9,120万2,000円、調定額105億1,984万7,202円、収入済額は103億7,400万5,112円となっており、F 欄の不納欠損額は1,455万8,928円、G 欄の収入未済額は 1 億3,128万3,162円です。

H 欄の、予算現額と収入済額との比較では8,280万3,112円の増となっており、歳入全体の執行率は100.8%となりました。

それでは、歳入の主な項目についてご説明いたします。

1 款、町税ですが、予算現額15億3,358万7,000円、収入済額15億9,070万7,134円。その内訳ですが、町民税 5 億9,759万2,659円、固定資産税 8 億4,204万8,778円、軽自動車税6,345万4,370円、市町村たばこ税8,761万1,327円、町税全体の不納欠損額1,379万9,128円、収入未済額は、町民税・固定資産税・軽自動車税で総額9,017万8,532円となっております。

次に、6 款、地方消費税交付金ですが、予算現額 3 億2,479万8,000円、収入済額 2 億8,416万8,000円、前年度と比較し114万3,000円の増となっております。

次に、9 款、地方交付税ですが、予算現額50億8,562万5,000円、収入済額51億5,471万8,000円、前年度と比較し 2 億9,818万9,000円の減となっております。

次に、11款、分担金及び負担金ですが、予算現額7,285万8,000円、収入済額7,222万7,300円、不納欠損額34万4,000円、収入未済額711万100円は主に、保育所保育料です。

次に、12款、使用料及び手数料ですが、予算現額 1 億1,862万5,000円、収入済額 1 億1,811万5,412円、不納欠損額は41万5,800円で、住宅使用料と排水施設使用料の滞納繰越分となっております。収入未済額の2,788万7,330円は、主に、町営住宅使用料です。

次に、13款、国庫支出金ですが、予算現額 9 億6,167万3,000円、収入済額 9 億3,634万9,692円。

次に、14款、県支出金ですが、予算現額 5 億9,461万1,000円、収入済額 5 億9,719万530円となっております。

次に、16款、寄附金ですが、予算現額 2 億1,000円、収入済額 2 億431万2,000円。これは、ふ

るさと納税寄附金で、前年度と比較し 1 億375万2,000円の増となっております。

次に、19款、諸収入ですが、予算現額 1 億5,388万8,000円、収入済額 1 億5,690万5,708円、収入未済額の610万7,200円は奨学資金貸付金です。

次に、20款、町債ですが、予算現額 8 億3,696万1,000円、収入済額 8 億3,226万1,000円。

以上が、歳入の主なものとなりますが、収入済額の構成比率を見ますと、9 款、地方交付税が 49.69%と、歳入全体の約半分を占めており、続いて、1 款、町税15.33%。13款、国庫支出金 9 .02%。20款、町債 8 .02%となっております。

続きまして、歳出をご説明致しますので、2 ページをお開きください。

一番下の欄の歳出合計ですが、予算現額102億9,120万2,000円に対しまして、支出済額は99億 8,593万6,601円で、E 欄の翌年度への繰越額はありません。

不用額は 3 億526万5,399円。予算現額と平成29年度支出済額との比較は、不用額と同額であり、歳出全体の執行率は97.03%となっております。

実質収支に関しましては、下段になりますが①の歳入歳出差引残額は 3 億8,806万8,511円、③の実質収支額も、同じく 3 億8,806万8,511円となり、このうち、基金繰入として、④の財政調整基金へ 2 億8,000万円、減債基金へ800万円、合わせて 2 億8,800万円を積立しております。

以上により、⑤翌年度への実質の繰越額は 1 億 6 万8,511円となります。

それでは、歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

2 款、総務費ですが、予算現額17億2,478万9,000円、支出済額16億6,388万5,172円。主なものは、公共施設整備基金費、地域振興基金費、財産管理費、地域交通対策費などです。

次に、3 款、民生費ですが、予算現額28億863万9,000円、支出済額27億6,309万1,358円。主なものは、障害者福祉費、保育所費、老人福祉費住民生活費などです。

次に、4 款、衛生費ですが、予算現額 8 億4,340万7,000円、支出済額 7 億6,945万7,543円。主なものは、環境事務組合費、病院費、塵芥処理費などです。

次に、6 款、農林水産業費ですが、予算現額 6 億597万9,000円、支出済額 5 億8,853万3,687円。主なものは、農業集落排水事業費、農業総務費、農業振興費、農村整備費などです。

次に、7 款、商工費ですが、予算現額 3 億1,535万7,000円、支出済額 3 億173万9,889円。主なものは、観光施設費、商工業振興費などです。

次に、8 款、土木費ですが、予算現額 7 億2,872万円、支出済額 6 億9,258万4,457円。主なものは、道路橋りょう維持費、道路橋りょう新設改良費、住宅建設費などです。

次に、10款、教育費ですが、予算現額10億5,727万1,000円、支出済額10億1,985万5,298円。主

なものは、小学校・中学校における学校管理費、給食センター管理費、幼稚園・教育振興費などです。

最後に、12款、公債費ですが、予算現額15億5,159万7,000円、支出済額15億4,809万5,301円となっております。

また、財産に関する調書につきましては、別に配布しております、平成29年度南部町決算書の147から152ページに掲載しております。

なお、決算書の各項目の詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長から、説明申し上げますので、よろしくお願いします。

以上、簡単ですが、一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（川守田稔君） 説明が終わりました。

質疑ですが、歳入は一括で行います。歳出は、1款から11款までは各款ごとに、12款、13款は一括で行いますので、ご了承願います。

はじめに、決算書の10ページから41ページまでの歳入の質疑を行います。質疑ございませんか。

はい、中舘委員。

○9番（中舘文雄君） 今、報告ありましたように町税が不納欠損額、今年度も1,379万ということで、これは、昨年と合せて3,000万の不納欠損額を認めたということになってますけれども、この町税全般に渡るこの不納欠損額の処理についてと。

収入未済額の発生原因、それに対するどういう形で処理したのか。

それから、合せて滞納繰越金の中で1,187万9,381円が回収したということになっています。

これが、自主回収の分と、回収機構に依頼して回収した分、その金額がわかれば、教えていただきたいのですが。

まずその全般の不納欠損額の処理、これだけ2年間で処理するっていうことは、やっぱり、色んな状況があるにしろ、相当なもんです。

これは、監査委員からも指摘があったと思いますけれども、その辺について説明を求めます。

○委員長（川守田稔君） 税務課長。

○税務課長（金野貢君） それでは中舘議員にお答え申し上げます。まず、不納欠損に関しまし

てご説明申し上げます。

まず、不納欠損を行いました内訳でございますが、町民税につきましては38人分となっております。固定資産税につきましては121人分。軽自動車税につきましては27人分を欠損処分をしております。その理由でございますが、地方税法第18条第1項に規定しているところの「5年経過による時効消滅」これが主なものとなっております。

今年度、29年度の欠損で特徴的なものが地方税法第15条の7第4項に規定がございます「執行停止後3年継続による消滅」というのがございまして、これは主に生活保護を受給するようになって3年経過したためにもう、「基本的に収納できないだろう」というものでございまして。申し訳ございません、金額が国保税も含めた金額になってしまいますが、254万6,394円、この執行停止3年による消滅というものを行っております。

これが29年度の欠損の特徴的なものでございます。

次に、収入未済の発生状況ということでございますが、これも収入未済の人数につきましてご報告申し上げます。

まず、町民税、個人町民税につきましては、328人分という状況になってございます。それから、法人税につきましては、法人分ですね、失礼しました——は13法人となっております。

それから、固定資産税につきましては360人分。軽自動車税につきましては157人分という状況でございまして、基本的に29年度の徴収対策でございますが、特徴的なことをご紹介しますと。県がモデル的に実施しました納付コールセンターという事業を昨年度、29年度実施を行いまして、個人住民税の現年度分のみの未納者に対しまして、コールセンターをお願いをしまして「未納がございますよ」という電話催告をするものでございます。

実績としまして、383件の方に電話を行いまして、その電話で直接、納付約束ができたのが15件と少数でございますが、年度末までにその方々が納めた件数というのが251件、金額にしますと580万6,900円という納付実績がありましたので、相当な効果があったのではないかなと思います。

それから、未済額、滞納繰越分の機構が納めた分ということですが、ちょっとお待ちください。滞納整理機構さんを通じて納めていただいた金額でございます。町民税につきましては378万3,268円、延べ人数にしまして192人分ということになってございます。

それから、固定資産税につきましては、94人分で249万8,058円。軽自動車税につきましては、27人分24万9,870円という状況になってございますので、これを除いたものが町の方で直接、徴収したものということになります。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君） はい、中館委員。

○9番（中館文雄君） 私がちょっと気になったのはですね。繰越分について今、生活保護受給者ということになれば、おそらく、これからもそういう対象者が——もっと台帳の中では管理してるでしょうから、「何年にいくら、何年にはいくら」っていうのはもう、担当課長の方では予想がつくんだろうと思いますけれど。そういう方があるということになれば、これは町税ばかりではなくて、他の方の未納の分にあとで質問しますけども、出てくるんだろうと思いますね。

ですから、この辺に対する対策っていうのは、生活保護受給者に対するものを回収しろっていうのもこれはなかなか大変なのかもしれませんけれども。

この辺について何か、こういうことで今後、考えていますっていうのはありますか。回収の仕方。あれば、お聞かせください。

○委員長（川守田稔君） 税務課長。

○税務課長（金野貢君） 生活保護になられた方でも、その生活困窮の時期が終了しますと、生活保護の方が停止という方になるのが結構ございまして、そうなりますと時効の停止というのが当然、また元に戻るわけですので、そういう時に納付指導も行うということになってございます。

徴収の方法でございしますが、生活保護から離れますとほとんどの方が国保になられます。国保になった時には、国民健康保険証の交付につきまして、特別会計にも関連するところなのですが、資格証明証ですとか、短期の保険証ですとか、そういうのを渡すことによって税務課の職員と折衝する機会をつくることができますので、そういうような機会を捉えまして、納付指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（川守田稔君） よろしいですか。はい、中館委員。

○9番（中館文雄君） 収入全体ですから、もう一つ、この収入の中でさっき説明の中であったのが、住宅の未納です。

これは、私もちょっと気になって調べたんですけども、毎年増えていく。毎年、増えていつています。平成23年には620万位しかなかった金額が、今の決算で2,100万。3倍以上の金額が出てきました。

今さっき税務課長からも生活実態で発生したものとありますが、この住宅手当のみは、これこそ福祉政策としてやらなきゃいけない問題なのかもしれませんね。もう、いくら担当者がいくら頑張ってもおそらく、回収というのは、この何年かのをずっと見ていますとですね。減っていないんですよ。ふえる一方。1年、1年、200万、300万ずつふえていつています。

ですから、この辺の実際に担当者として、本当にこれ回収、今まで答弁の中では課長は回収に努力しますという答弁はずっときて、私も議員やって7年ですけども、その答弁、ずーっと聞いてきました。ただ、現実を見ると、年々ふえている。つていうのは、現年度分も未納になってくるといことですね。それが全部、プラス、プラス、プラスになってきて、二千百何十万の数字になっています。

この辺について、担当者の率直な意見を聞かせてください。これが本当に回収、達成可能だといふうに判断しているのか。それとも、ある意味、高齢者の福祉政策つていうか、そういうところまで問題が発展していくんじゃないかと私はちょっとう、考えるようになったんですね。その辺の対応の仕方、どういふうに住宅手当の未納に含めて、担当者のご意見、また、町長の実感があれば答弁いただきたいのですが、本当にこれは、決算書だけ見れば、「滞納繰越金つて何だこれは」つて必ずなるんですけども、ただ、その中には、単純に「金を払ってください」つて済まないような状態がずっと続いているように思いますが、その辺についてお聞かせください。

○委員長（川守田稔君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 住宅使用料につきましては、今、言われたとおり毎年、ご注意を受けているところで。私になってから、かなりの額でふえているつていうことは、この数字を見てもわかるとおりです。建設課においても担当者及び課内でこれが常に指摘されているといこととで、「第一目標としてみんなで頑張ろう」と、来ておるところでありますけれども。今年度も住宅使用料、全体的には92.2%ほどしか収入率がないといことと。また、繰り越し分については12.3%程度だといこととであります。

これらの根本的な原因といこととになりますけれども、まあ、福地地区はある程度、団地の整

備が終わりまして、普通の団地の使用料です。名川地区も広場の団地が終わりまして、ひろば台団地になりまして、住宅使用料も上がってきまして、この地区については、絶対、滞納者がないようにというのが、第一目標でしたけれども、やはりもう、出てきています。

そういう方が出てきているということに対して、とにかく行かなければならないのですけれども、ある意味、職員が行くと開き直ったような形になってくるし、職員の態度が悪いということで、他の機関の方に連絡がいくというようなことで、職員の方にもかなり、これの対応は難しいというようには考えてはいるのです。とにかく、これは行ってきてもらいたいということで、考えております。

また、南部地区の方は、現在、古いタイプでその中でかなりの数で金額的に50万、60万といえますけれども、家賃が6,000円か7,000円の方々がそれ位貯めている方々が結構います。もう、「払わなくても自分たちはいいんだ」っていうような、そういう感覚的にもなっている部分もありますのでこういうところをいかに指導していくかというか、考え直してもらうかということに対して、また新たな指導といいますか、通知なり、色んなことを考えていかなければならないというようには考えておりますし、それをどのように指導するか私自らももっと考えながらいかなければならないと思っております。

また最近、考えますのは、保証人の関係なのですけれども、今までは肉親というような形でやっていますけれども、逆に肉親って親ですけれども、逆に収入がない場合の、年配になってくると年金になっているとそういうふうな通知をやっても「うちらも払うお金がない」とかっていうような場合もありますので、逆に親類とかそういうのにとらわれなく、友達でもいいんですけれども、そういうきちんと収入のある方を保証人に付けて、今言ったとおり、最初の段階が大切ですので、3ヶ月貯めれば、3ヶ月分の家賃というか敷金は取っているわけですので、3ヶ月ごとにかく勝負をしなければならないと。3ヶ月で今言った方々にきちんと保証人に連絡をするという体制をもっとやっていかなければならない。これが今、常に毎月、奇数月ですけれども、入居を募集して入ってもらっている方々にいかにきちっと守ってもらうかの実行について、もっと厳しく対処しなければならないというふうに考えております。

ただし、そういうふうに滞納が多い方々が開き直っているというようなところで、それをむげにも退去命令というのがこちらにないものですから、その辺の対応の仕方等について、十分にもっと積極的に指導していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○委員長（川守田稔君） はい、中館委員。

○9番（中舘文雄君） 今、答弁わかりました。

だから、今年初めてこの不納欠損額というのが発生した訳ですよね。今までここ7年、6年ありませんでした。ここまではなかった。ただ今年度、不納欠損額までしなきゃいけないという処理はこれは法的にというか何か事情があつてのことだと思えますけれども。

こうなってくると、このままでいって不納欠損額、現状を追認して不納欠損額処理しながらずっと進んでいくか、それとも福祉予算というかそういう予算措置を独自に考えるかですよね。考えて、できるだけこの未収額っていう部分の数字をふやさない方法を考えるか。

それでなければ、町営住宅の整備計画っていうのも根本的にそこから検討して、むやみに——むやみにっていうか整備はしないってわけにはいかないだろうけど。その辺に対してどうしていくかっていうのは、根本的な問題も考えていかないと恐らくこの住宅使用料の未納額は、今までの傾向を見るとどんどんふえていく。この辺について根本的に——今、町長も委員会やられて聞かれて、「減らします」とか「こうします」ってのはないかもしれませんけれども。根本的に考えていかないとならないと思うんですが、その辺について何か、ご答弁あったらお願いしたいんですが。

○委員長（川守田稔君） どうしますか。どなた……。 （「んじゃもう一回質問しますか。」の声あり。）

はい、中舘委員。

○委員長（川守田稔君） はい、中舘委員。

○9番（中舘文雄君） 単純に「こうやる」っていう答弁はすぐにはできないかもしれませんが、こういう問題に対する町長の一つ、考え方があれば、お聞かせください。

○委員長（川守田稔君） はい、町長。

○町長（工藤祐直君） 基本的にはやはり、本人たちが払っていくっていうのが基本になるわけですし、1回、福祉的な政策で町の方がその分を持つというふうになってしまうと、ますますそっちを期待してしまうんじゃないかなと懸念をされます。

そっちの方でもカバーしてくれるんだというふうになると思いますので、やはり、基本的にはそういう部分では、町としては助成なり、保護するということは現在は考えておりません。

やはり、最終的にはしっかりと納めてもらうことに対して、担当課の方で何度も足を運ぶと。それと今、建設課長からもありましたが、もう、開き直ってしまうと。特に役場職員が行くともう、そういう対応の方々もいらっしゃいます。

それから先ほど、税務課長が言った、納付コールセンターとか、滞納整理機構とか、第三者的な方からの今、効果も出ているわけですし、やはり、できれば、町担当職員以外の方からのアプローチというのは、こう、効き目がでているのかなと思っております。

そういうことで、結果的には福祉の方でその払えなかった部分をそれは、形的には不納欠損が少なくなってくるだけでして、ただ結局、町から金が出るわけですから。

中身は何も変わらないと。決算書の不納欠損額の数字だけが減っていくわけですので、抜本的な解決にはならないのではないかなと思っております。

○委員長（川守田稔君） 中館委員よろしいですか。はい、中館委員。

○9番（中館文雄君） 考え方は、現状を追認して、何にしろ回収には努力していくと。だから、恐らくこれから、不納欠損額という数字がこの住宅使用料の中にも私は、さっき税務課長の説明を聞きますと、生活保護だとかそういう、生活に困窮した人が入っているんだとすれば、そうした、何年になれば自動的に処理していくという方法がこれからも出てくるのかなと思います。

ちなみに、この29年度不納欠損額として処理した方、これは、どういう理由で何人ですか。これはわかりますか。何人分で、理由。不納欠損額で処理した分。

○委員長（川守田稔君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 議員の方に申し上げますけれども、住宅使用料には不納欠損はございませんで、19ページにあります住宅使用料、滞納繰越分の中の34万9,990円が町営住宅排水施設使用料の不納欠損分でありまして。これが、向山団地の排水施設使用料の中で24年度までの不納欠損分の方で、十何人分があるので、家賃に対しての不納欠損はございません。こういうふな使用料の部分に発生する不納欠損で、5年以上経ったものの不納欠損が上がっているものでございます。

○委員長（川守田稔君） 中館委員よろしですか。もうよろしいですか。

はい、西野委員。

○6番（西野耕太郎君） ページ数は16ページです。

今、中館議員とちょっと関連するんでしょうけれども。私は金額が大きい、小さいではなくて小さい金額ですけれども。

12款の使用料及び手数料の17ページにあります。「3. 児童福祉施設使用料滞納繰越分」13万9,500円。これは、26年度は15万、27年度これは13万9,500円がずっと続いてきているんだけれども。多分、13万9,500円ですので、17ページです。13万9,500円。

これは、一人分なのかなと。で、取り立てを、まあ取り立てって変な話しですけれども。頑張れば取れるのか、取れないのか。

実際に、多分、一人分くらいじゃないのかなと思うんだけど、毎回、こうして上がってくるんだけれども。はい、そこちょっと聞きたい。

○委員長（川守田稔君） 保健福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今の17ページの児童福祉施設使用料滞納繰越分の未済額13万9,500円の件でございますが、前年度も同額でございまして。対象者は同じ人でございます。ようするに前年度も、前年度というか28年度も29年度も「結果として取れませんでした」という、結果なんでございますが。

先ほども不納欠損の話しが出てございますが、恐らく、あと数年、同じ人に伺っても恐らく、ちょっと取れない状況と考えてございまして、まあ、児童館使用料に関しては、これは課の方の方針ですが、5年を目途に、どうしても取れない実態の場合には、不納欠損処分という方針を取ってございまして、あと数年、なんとか本人等々にお問い合わせといいますか。当然、役場の方からも出向く訳なんですけど、対処してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君） はい、西野委員。

○6番（西野耕太郎君） ようするにもう、「取れないと思う」じゃなくて「取れない」ということなんだよね。

○委員長（川守田稔君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議員おっしゃるとおり現段階では「取れないであろう」と考えてございます。

○委員長（川守田稔君） 他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑に写ります。

まず、42、43ページの第1款、議会費の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて1款、議会費の質疑を終わります。

次に、42ページから69ページ、第2款総務費の質疑を行います。質疑ございませんか。

はい、中舘委員。

○9番（中舘文雄君） ページは49ページの2款、1項、5目、13節の委託料の中に、金額は小さいんですが、麦沢小学校跡地等草刈り業務委託されたという数字が発表になっていました。

これは、我々も相当苦勞しているんですけども、こうした跡地に対しては、町内で自分たちで一生懸命草刈りをしながら、どこでもそうだと思いますけれども。町道だとか、そういう施設のまわりは自分たちでやっています。どういう理由があればこういう費用を使えるんですか。何か特別な理由があってここを委託受けて除草したのか。もし、理由がはっきりしていれば委託できるのであれば我々町内会は恐らく、お願いするってことになると思うんです。これはなんでここに発生されたか、まず聞きます。

それから、51ページの2款、1項、6目、1節と8節の報酬それから、8節の報償費の不用額

が予算に対して相当、発生しています。これは、どういう理由で発生したのかお聞きします。

○委員長（川守田稔君） はい、総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） ではまず、私の方から、麦沢小学校跡地等の草刈業務についてお答えいたしますが、ここは、これまでは、職員、総務課の職員が行って草刈りをしておりました。そういう場所でございます。町有地ということです。それで、今回はこの部分につきまして、障害者関係の事業所がございまして、そこをお願いをして、色々、作業をしていただくということを、どういうものかということでご相談をして。職員がずっと出るというのがなかなかできない時がございまして、その際をお願いして、今回、やらせていただいたと。29年度ですね。ということでございます。

以上です。

○委員長（川守田稔君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 中舘委員にお答えします。

2、1、6の報償費の関係の不用額でございますけれども、こちらの方、1節の報酬、こちらにつきましては、地域おこし協力隊分を当初予算に計上しておりました。ところが、募集しても29年度応募がなかったものですから、そのまま、不用額となったものでございます。

もう一つ、8節の報償費につきましては、総合振興計画の策定を29年度、実施しておりましたけれども、会議の回数が幾分、少なくなりましたので、その分が不用額となったものでございます。

○委員長（川守田稔君） はい、中舘委員。

○9番（中舘文雄君） さっきの麦沢小学校の問題です。

今までは、職員でやっていたということで、これは、町有地であれば、そうすれば町でやってくれるんですか。除草。

というのは、我々は自分たちで協力してやろうってことでやっていたもんですからね。相当、面積もあって、法面が厳しいところでは相当、転んだりやって、やっているんですよ。町有地で

あるはずなんですけれどね。

だから、その辺が統一しないと、やっぱり、片方は「職員でやってくれる」、片方は「やらない、自分たち」ってなればやっぱり、後で色んな問題が出てくるような気がする。その辺は、統一するとか、一つの方法にしていけないと。

まあ、さっき言った、そういう方を使って——それはわかります。それは、わかりますけれど。町有地だったから自分たちでやっていたってことになれば、その辺の問題に対して、もう一度、確認します。

○委員長（川守田稔君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 町有地の中にも様々ございまして、総務課管理の町有地というのがございます。今回、麦沢小学校はまさにそういう場所なんですけれども。そのほかにも、各地域の集会施設等ございますが、それは、各地域にそれは管理をお願いしている形でございます。

完全に総務課なり、あるいは担当課なりで管理している土地——。例えば、ここの庁舎の周りの草刈りもそうなんですけれども。そのような部分につきましては、職員がやるか、或いは業者委託をしているということで、町有地全てについて町が草刈り等を行っているということではございませんので、そこは、しっかり、線引きはさせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○委員長（川守田稔君） よろしいですか。他にございませんか。

夏堀委員。

○3番（夏堀嘉一郎君） 45ページになりますけれども、「3、職員手当」ということで、時間外勤務手当ということで230万位計上しているんですけれども、職員の方々、夜遅くまで仕事をされていまして、私の肌感覚なんですけれど、ちょっと金額が少ないような気がしておるんですけれども。サービス残業とかそういったものがあるものなのか。そういうふうな現状をちょっとお聞きしたいものと。

後は、人事管理の面からしても、こういった面をしっかりとやられているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（川守田稔君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） お答え申し上げます。

まず、この時間外で230万というのございますが。これは、前年度と比べますとちょっと、増加しております。100万ほど増加しております。

これは、特殊な事例がござまして、歳入のところでも説明がありましたが、ふるさと納税が去年、28年度から29年度に比べて、倍増したということで、当然、受付件数も倍増しました。

その際に、どうしても当町の場合、リングが主力になっておりますので、年末年始にふるさと納税の処理が一気に来るということでございまして。そこに、職員を重点的に投入した。その分の時間外が今回ふえたということでございます。

一般的なお話として、サービス残業のことでございますが、残業という時間外勤務ということに関しては、職員の方ではいわゆる代休制度ですね。仕事をした分を——例えば、土曜日、日曜日出ましたというのを、別な普通の平日に休むというそれを基本に考えております。

といいますのは、やはり、職員には可能な限り休んでいただきたい。お金も確かに、時間外手当で支給する方法もあるのですけれども、休養をとっていただくということを第一に考えておりますので、まず、そこでは第一に考えるのは、その振替休日、休日を振り替えるという形でございます。

人事管理の面に関して申し上げますと、今回、今年度から更に強化した部分でございますが、6時以降に職員が残る場合には、しっかりと課長の確認を取る。つまり、自分は何のために今、残るのか。自分の今の業務の進捗状況がこういう状況なので、今日、残らなければならない。或いは残業しなければならない。というものをしっかりと報告し、それを課内で共有するというのを徹底してございます。

ですので、個別、こういう、同じ職員が例えば、一人だけ抱え込んで、長時間、或いは長期間残業するというとはならないような形で、より一層、取り組みたいと考えておりまして。今年度からそれを強化している状況でございます。

以上です。

○委員長（川守田稔君） よろしいですか。他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて第２款、総務費の質疑を終わります。
次に、68ページから81ページまでの、第３款、民生費の質疑を行います。質疑ございませんか。
工藤委員。

○10番（工藤正孝君） ページは70ページ、４目、老人福祉費の８節、11節、いわゆる敬老会の
ことについてお聞きいたします。

記念品、敬老祝金、食糧費等々、このような額が敬老会にかかっておりますが、まず一つ、先
にお聞きするのは、開催日であります。

今年も案内いただきました10月３日、昨年は10月４日といいことで、いずれ、９月の敬老会で
はない10月に行うという、なぜ、このちょっと期間が離れた時期の平日に行うのか一つお聞きい
たします。

○委員長（川守田稔君） 健康福祉課長。失礼しました。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答えいたします。

敬老会の実施日でございますが、本年度、先ほど議員おっしゃるとおり10月３日の水曜日とな
ってございまして。これは私の記憶の限りですが、合併以来、敬老会の開催日はいずれの年度に
おきまして平日に開催してございます。

それで、開催する期日といいますか、月なんですけど合併以来数年間は、敬老の日のある９月に
当初は開催してございました。

それが、ちょっと、いつからかはちょっと定かではない、ちょっと、今調べていないのであれ
ですが、要するに暑さ対策。暑いということで、暑いという対策の中には、敬老会の当日、参加
者にお弁当も配布してございますので、食料の衛生管理という面も考えまして、暑さを避ける
という意味で９月ではなく、今年度やっていたみたいに10月に延長した経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君） 工藤委員。

○10番（工藤正孝君） 私も敬老会には11年間出席しましたし、その前、議員になる前も施設経
営者としてご案内いただいて、14年間、５年、15年くらいですか。出席しておりますが、出席者

のある方から、「敬老会の意味わかってらど」っていうふうに言われたことがありまして、何年か前にですね。私自身、調べてみました。

兵庫県から始まったそうです。野間谷村というところから「老人を大切にして、お年寄りの知恵を借りて村づくりをしよう」という農家が忙しくない、農閑期に季候も良い9月15日を「年寄りの日」と定めて敬老会にしたそうです。

その後、兵庫県全般に広まって、兵庫県が国に対して、「こどもの日や成人の日があるのに、老人の日がないのがおかしい」と声を上げて、国も納得して、1965年に、多年に亘り社会に尽くしてきた老人に敬愛し、長寿を祝う日として、9月15日を敬老の日としました。

国民の祝日が制定されたということですが、その後、祝日法改正が行われまして、9月の第3月曜日を祝日にして、変更されまして、敬老の日は第3月曜日、今年は17日になるわけです。

課長今、おっしゃったように暑さ対策、9月といえども体育館の中もかなりの温度になると思いますし、お弁当もあの数を業者さん作るためには、少し体の弱ったお年寄りのためには、安全な食事を提供するっていうのはわかりますが、やはり、国民的——まあ町内の参加者も平日ではなく、仮に、75歳以上の方々、案内行きますよね。その方でもまだバリバリに農家を働いているおじいさん、おばあさんがたくさんおられます。「市場にいかねばねえから、収穫さねばねえから、行けない」と「土曜日だったら、次の日市場が休みだから行ける」という声も多々あったそうです。

暑さ対策とすれば、まあ、涼しくなる方向の10月でもよろしいでしょうし、また、土曜日の開催とかも検討していければ、よろしいのかなと思います。

また、こういった話題ですね、「日にちもずれて、平日だ」というふうに疑問視している方もおられる中で、何らかの書面とありますが、案内とありますが、そういった部分にも、少し、この「南部町の開催日はこういうふうに気はついていますよ」ですとか、納得いくような文面を、ちょっと気を遣った文面を入れていただければ、いいのかなと思いますし、土曜日とかの開催が難しくても、参加者がたくさん出席できるということは大変、喜ばしいことと思いますし、また、私も施設をやっております。同僚に施設をやっている方々もいっぱいいますが、平日は、病院に通院する期間があります。職員が必ず一人、二人、付き添って行かなければなりません、それも土曜日であれば、受診がない日が多いと思いますので、職員の手数も間に合い、施設さんからも参加する方がいらっしゃると思いますので、この、記念品、敬老祝金、食糧費等も若干、膨らむと思いますが、ぜひ、10月は理解できますが、検討の材料にしてみたいと思います。

以上です。

○委員長（川守田稔君） はい、西野委員。

○6番（西野耕太郎君） ページ数は79ページですね。20、扶助費のここに弔慰金4万5,000円ってあるんですけども、これはどういう目的でどういうふうな形で支払われるのか。4万5,000円ですね。

○委員長（川守田稔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、ただ今のご質問にお答え申し上げます。

79ページの上の方に弔慰金4万5,000円というものがございますが、この決算書の弔慰金の上にそのページ、卒業祝金、或いは、前ページに入学祝金というのがございますが、これは要するに、ひとり親の小学生、中学生の入学祝金と卒業祝金でございまして、この弔慰金というのは、その名前のとおり、そのひとり親の親の方が亡くなった場合、弔慰金として支払うというのが条例で決まっておりますので、そのお金でございます。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君） 他にございませんか。はい、八木田委員。

○8番（八木田憲司君） ページ数73ページ、老人福祉費の20節、扶助費ですね。この中に、老人保護処置費って七百いくらか計上しておりますが、このちょっと内容の方をちょっと説明いただければと思いますので、お願いいたします。

○委員長（川守田稔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答えいたします。

73ページの真ん中、20節、扶助費の中に、老人保護措置費、752万5,908円というのがございますが、この老人保護措置費というのは、いわゆる、「養護老人ホーム」というのがございますが。介護保険の方では特別が付いて、「特別養護老人ホーム」というのがございますが、こちらは、介護を要する方の施設で、特別が取れた「養護老人ホーム」というのもございまして、これは、割

合と元気な方の高齢者、要するに身寄りのない方などが入る老人施設でございまして、これを措置費、措置してございます。

ちなみに、752万5,000円ですが、八戸市の養護老人ホーム、それから六戸町に「晴ヶ丘老人ホーム」というのがございますが、この2カ所に合わせて4人分の措置費でございます。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君） よろしいですか。他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。こにて3款、民生費の質疑を終わります。

次に80ページから91ページまでの4款、衛生費の質疑を行います。

質疑ございませんか。中舘委員。

○9番（中舘文雄君） ページは89ページ、4款、1項、8目、13節、委託料ですけど、この中に、集団検診、個別健診ということで予算計上して、予算に対して、不用額が多いといえますか、これが普通なのかもしれない、多いんですよ。

ですから、実際のこの受診率というのは、どこまで把握して、何%位になってるんですかね。これ、申込者がなければもう当然、100%受診と思ってやってもやっぱり、申し込み者がなければ減っていくんですが、この辺、受診率ってのはわかりますか。

それから、もう一つ、4款、2項、1目、不燃物処理場の工事関係に関わるところで質問します。工事は3月で一応、完了したということで、前回の我々、常任委員会も現場は確認していました。ただ、その中で、最終的には県とのあれは全部終わったのかもしれませんが、この場所が、どういう形で今後の処理というのを考えているのか。

もし、方針が決まっているのであれば、工事は完了したっていうのはわかりますけれども。ただ、現状を見ますとそのまま「終わりましたからどうぞ、引き取ってください」っていうような形のものではなく完成しています。

構造物を作っているもんですからね。原状回復で土盛って、返して「どうぞ」っていう現状ではなくて、構造物を作って完了ということになっていますから、それに対する県の指導だとか、財産区との協議っていうのは恐らく、何かの形でやっていると思うんですけれども。

この辺について、どういう対応になるのか。この29年度工事完了後の管理の仕方について、答

弁をお願いします。

○委員長（川守田稔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） まず、89ページの4、1、8、健康対策費のページの真ん中あたりですが、委託料。集団検診の入っている部分ですが、これの不用額が多いということでございまして。

まず、集団検診、個別健診、いずれもこの目の場合は、ガン検診の集団検診、それから個別、個人個人が行く健診の委託料でございしますが、不用額が多いということは、予算当初、対象者を多く見積もってございましたが、実質、当初積算した人数より少なかったということになります。少なければちょっと受け入れることができなくなるということで、その辺も踏まえて、若干、多く予算計上した面もございます。そういう意味で若干、不用額が多くなったという面もございます。

それと、健診率ですが、ちょっと今、資料がここにございませんで、後ほど、率の数値はお示しいたしたいと思います。

○委員長（川守田稔君） 住民生活課長。

○住民生活課長（岩間雅之君） 中舘議員のご質問にお答えいたします。福地不燃物処理場の今後の対応につきましてということでございますが。

今年度になりましてから、県の担当課の方に「埋設の工事が完了しました」という届け出を提出し、受理していただいております。

その受理されてから、2年間、モニタリング、水質、それから空中のガス等についてのモニタリングをしております。その結果が良好であれば、県の方でその閉鎖ということが完全に決まるということになっております。

現在、そのモニタリングにつきましては、毎月、業者の方に委託して、検査の方を実施して、データーを取っているところでございます。

その結果につきましては、年ごとに県の方に報告をしております。その結果が良好であれば、今後、どのような処理で進めていけばいいかということで、県の方にご相談していかなければならないと考えております。途中の経過でございますが、現在は、そのモニタリングの状況を注視

しているところでございます。

まずその不燃物処理場につきましても、埋設で覆土をして、処理場の方は閉鎖の工事が終わってございますので、土地を所有しております、大平財産区の方々とも今後につきましても、「どのような形が一番、よろしいか」ということをご相談しながら、今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（川守田稔君） 他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて第4款、衛生費の質疑を終わります。次に、90、91ページの労働費の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて、5款、労働費の質疑を終わります。

次に、90ページから105ページまでの第6款、農林水産業費の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、西野委員。

○6番（西野耕太郎君） ページ数は95ページです。95ページの19節の負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払い2,034万1,030円なんですけれども。

行政報告書の中をちょっと見たら、要するに中山間に直接、支払いをしているものだと思うんですけれども。

農林課長にあれですけれども、昨日、建設常任委員会やって、放任園の現地等を見て歩いている訳なんですけれども、これで、放任園処理対策、例えば、中山間のやっている方々にお願いをすることができないのかどうか、ちょっと。「趣旨が違う」というのであれば別ですけれども、もし、これで可能であれば、やはり、この辺について、農林課として、やっていただける方向で指導したらどうかと思うんですけれど。

○委員長（川守田稔君） 質問の趣旨わかりますか。もう一回、質問させますか。

農林課長。

○農林課長（東野成人君）　ただ今のご質問にお答えしたいと思いますけれども、ただ今のご質問は、この95ページの決算以外のご質問というふうに捉えております。（「そのとおりだ」の声あり。）

それで、この中山間直接支払の現在の2,034万1,030円ですけれども、中山間組合37団体に交付しております。

活動期間は、27年度から31年度までの5カ年で、現在、4期対策になっておりまして、毎年、この中山間地域における計画書を提出して、活動計画を県から承認をいただいて、実施しているものでございまして、耕作放棄地対策等の事業につきましては、計画段階で取り組めないと思われます。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君）　西野委員よろしいですか。他にございませんか。

夏堀委員。

○3番（夏堀嘉一郎君）　95ページ、19節の新規就農者支援事業の実績をお聞きしたいと思います。

また、もう一つですけれども、103ページ、19節、負担金補助及び交付金の中の県営穴久保地区農村地域防災減災事業と県営南部町地区農地整備事業の事業内容を教えてください。

○委員長（川守田稔君）　農林課長。

○農林課長（東野成人君）　それではまず、最初に95ページの新規就農者支援事業についてお答えを申し上げます。

この事業は、町の単独事業でございまして、3年間、新規就農に対して補助するものでございます。

それで、これまでに合計で、43名の方が利用してございます。その内訳としては、平成19年度から26年度までは34名、27年度は3名、28年度は4名、29年度は2名でございます。29年度の支払い実績は、27年、28年、29年度の計12名の方にお支払いした金額でございます。

それから、103ページの穴久保の減災事業でございまして、これは、大字下名久井の助

川地区にございます穴久保ため池の県営の整備の事業でございまして、事業期間は平成27年度から30年度の4年間を計画しておりまして、ため池を1カ所整備するというものでございます。

総工事費は1億3,800万円、29年度までに1億2,500万円でございまして、工事費ベースでいきますと進捗率は90.6%となっております。

農地整備事業でございますけれども、これは、県営の通作条件整備ということでございまして、通称「八戸広域」これの舗装の打ち替えを行っておるものでございます。

事業年度は、24年から平成32年度までの9年間でございます。

全体延長とすれば、7,772メートルとなっております。総工事費は5億5,800万円、29年度までに2億8,953万円を実施しておりまして、進捗率は51.9%となっております。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君） 他にございませんか。

滝田委員。

○5番（滝田勉君） ページ数は97ページです。

果樹振興費の中の補助金の一番下にあるのですけれども、「りんご緊急受給調整費」ってあるんですけれども、これ、どういうものでしょうか。教えていただきたいと思います。

○委員長（川守田稔君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） それではお答え申し上げます。

この「りんご緊急受給調整費」とうのは、青森県青果物価格安定基金協会に町がJA八戸ですね。農家の方々が契約した数量に応じまして基金を積み立てて、価格の低下等があった場合に基金協会が保証するというための基金に積み立てているものでございます。

以上です。

○委員長（川守田稔君） よろしいですか。はい、八木田委員。

○8番（八木田憲司君） ページ数は95ページです。19節の一番下ですけれども、機構集積協力金ってまず336万上がっておりますけれども、これ、放棄地とかそういうもののまた、マッチン

グしたとかそういうものの報酬みたいなものでしょうか。

これちょっと中身、どういう内容なのかちょっとお知らせいただければ。

○委員長（川守田稔君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） お答え申し上げます。

この農地中間管理機構の協力金は、貸し手と受け手で契約が成立、マッチングした場合に、出
しての方、条件によりまして、経営転換したとか。後は、耕作者の集積、一定の集積を行った方、
あと一つは、地域集積と言いまして、小泉地区、ほ場整備やっておりますけれども、その中で「農
地集積が進んだ」といった場合に支払われるものでございます。

それで、29年度は、経営転換の方が4名ございまして、この方に101万800円、それから、リタ
イヤ、「農業経営を貸してやめました」といった方が6名ございまして133万5,600円をお支払い
しております。

それから、地域集積、小泉地区のほ場整備の中で、農地集積が行われたということで、小泉地
区の方に914アール分が集積が完了したということで、76万7,760円をお支払いしております。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君） 他に。中館委員。

○9番（中館文雄君） 同じ95ページの6款、1項、3目、19節、補助金の有害鳥獣捕獲事業に
ついて質問します。

ここで230万助成したということになっていますが、これは、前の時は「農協に払いました」
という答弁をもらっていました。

ただ、業務報告書を見ますと、鳥を451羽実績として確保しましたと。1羽あたり5,000位の費
用がかかったのかなと思って見ていましたけれども。

実際に、これ前にも私、ちょっと質問した経緯があったんですが、町にも鳥獣計画が25年度に
作成されているということの答弁が前にありました。

28年度に大型鳥獣に対しても対策が必要になったために、見直して改正するという答弁この本
会議上でもらってます。

ただ、実際には、この鳥だけあって他のものは全然、実績として上がってこないということは、

それに対して何も必要なかったということなのかな。

実際に、この金そのものはやっぱり農協にそのままお願いして、やってもらっているんですか
実際。この辺のちょっと中身、まず最初にお聞きします。

○委員長（川守田稔君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） お答え申し上げます。

鳥獣の捕獲事業をJAに委託しております。その際、弾代とかそういうものにつきまして、以前は130万位だったと思いますけれども、その位でしたけれども。実際、捕獲する段階において、「130万では弾代等を捻出できない」ということで、農協、農協は南部町の猟友会の方に委託をかけておりますけれども、実際、「弾代だけでは捕獲事業に参加できない」ということを受けております。

それで、大型鳥獣等につきましても、実際、ライフルの弾と出動した経緯はございませんけれども、実際にはライフル等におきましては、実戦訓練、研修を受けなければならないということでごさいます、研修、弾代と研修ですね、これも含めまして実戦練習しておかないと、いざ、捕獲したときに困難であろうということで、補助金をふやしまして、JAに委託をかけているものでございます。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君） 中舘君。

○9番（中舘文雄君） 実際に、農協に、この事業に対する実際にノウハウっていうか、「農協ではこういうふうにするんだ」というのがあって頼んでいるんですか。

それとも、答弁では、南部町の猟友会のメンバーだけでは対応できないということは、別な方からも農協で動員かけて、農協の金も使って、実際にやっているのか。

あくまでも、南部町内は230万円の範囲内で研修含めて、その辺の実態はどこまで担当課の方では把握しているんですか。

○委員長（川守田稔君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 八戸農協に町が委託をかけている訳ですけども、その場合、「鳥獣被害が出ていますよ」とこれを町に依頼文書が届きます。そして、町では八戸農協に対しまして、計画が申請あった段階で、町の鳥獣計画に基づきまして、例えば、「鳥であれば何羽以内、熊、鹿であれば2頭を捕獲してもいいですよ」という許可を出しております。

それに基づきまして、農協では猟友会の方に「何月何日、鳥獣駆除を実施する」というふうに実戦しております。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君） 中館委員。

○9番（中館文雄君） ちょっとね、私の認識とちょっとあれですけども、そうすれば、230万はあげますから後は農協の方でまず、どう使ってもいいわけですね。

実際には、実績に「獲れませんでした」って報告がきてもこれはしょうがないわけですね。それだけ委託しておいて払うという前提、契約結んでいるわけですか。ただ、どういう契約になっているんですか農協との契約は。

○委員長（川守田稔君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 農協と契約しているわけではございません。

農協に対して、年間を通じまして捕獲事業に実施するにあたり、230万円を補助しているものでございます。

○委員長（川守田稔君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。これにて第6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、104ページから111ページまでの第7款、商工費の質疑を行います。質疑ございませんか。

はい、八木田委員。

○8番（八木田憲司君） ページ数109ページです。18節、備品購入費で1,275万とかあがっておりますけれども、この内容をちょっと説明いただければと思います。

○委員長（川守田稔君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） それでは、109ページの備品購入費につきましてご説明申し上げます。

業務用備品と施設用備品と分かれております。

上の業務用備品に関しましては、チェリウスの防犯カメラ、それから券売機、それと金庫などでございます。

それと下の施設用備品こちらの備品に関しましては、バーデハウスの備品になりまして。

すみません。さっき上の方の業務用備品の中にチェリウス、先ほどの件とバーデハウスのマイクロバスも含まれます。

それと、下の施設用の備品に関しましては、バーデハウスの自動火災報知器の設置、それから、プールのフロアを購入したものでございます。

以上です。

○委員長（川守田稔君） よろしいですか。はい、八木田委員君。

○8番（八木田憲司君） これ、中身見ますと、予備費から充当ということで、432万入っておりますが、これは当初、予定していなかった部分が入ったためにこういう予算組みになった、それでよろしいですか。

○委員長（川守田稔君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） 432万に関しましては、検査をしたところ、自動火災報知器、バーデのですね。火災報知器の方が取り替えなければならないという検査結果に至ったため、予備費から流用しまして、この分を支出したということでございます。

○委員長（川守田稔君） はい、中舘委員。

○9番（中舘文雄君） 107ページの7款、1項、1目、19節、補助金のところで。これは、29年度新規事業として補助金を出している宅配事業です。

これ実績といいますか、実際にどれだけのあれがあったのかわかる範囲で、担当課の方から説明を求めます。

○委員長（川守田稔君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） 達者村宅配事業に関しましてですが、現在の加盟店が24になって、それから利用会員は48名ございます。

それで、29年度は4月から3月までで、売り上げ、102万1,000円となっております。それに対する補助金ということです。

以上です。

○委員長（川守田稔君） 中舘委員。

○9番（中舘文雄君） 29年度は年度途中からスタートということで、それはわかります。

ただ、補助金額としては、各団体に出している補助金の中でも上位の方の金額なんですよ。実際に、補助金としては、福祉協議会にやる補助金1,000万、そのほか、二つ三つありますけれども。

補助事業とすれば、結構、高い金額を払ってやってもらっていると。ここに会長が居ますから実際の運営のことは聞きません。

ただ、それが効果なければ、やっぱり、今度、商工会が今年度から移動販売も始めたということですから、その辺との兼ね合いもどういう形。まあ、昨日の町長、昨日、一昨日ですか。町長の挨拶の中では、両建てでこれからも高齢者対策、また、そういう対策をしていくということですから。それをやっていくことはわかりますけれども。

効果ある事業として生かすために、48名がいっぱいなのか、それともまだまだ余裕あるのか。その辺は実際にやってる方から、どういう、担当課の方にこの宅配事業に関して——っていうのは、食事その他は、福祉協議会でもやっています。食事はですね。それから、自立支援とかで色々な形でそういう食事とかなんかやっていますから、その辺が、有効に、うまい具合にかみ合って実績を上げていかないと、同じことを同じようにやっているということですから。

ただ、金額580万払っていますから。これに対してもう少し、どういう形にやればいいのか、もうちょっと担当課の方で考えていることがあれば、お聞かせください。

○委員長（川守田稔君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） この宅配事業に関してですが、まず、スタートの基本となること
が、買い物弱者の支援というのがスタートの考え方ですので、一度初めて今、確かに、議員さん
おっしゃるとおり、売り上げとしては低い方です。補助金額も多いかもしれませんが、これで助
かっている方々も実際には居るということを考えますと、今後の方針としてはやっぱり、会員を
もっとふやすということを努力していくしかないのかなとは考えております。

また、先日始まりました移動販売の方に関しましては、また目的が若干、違いますので、それ
との兼ね合いとしてはあまり、現在は考えておりません。以上です。

○委員長（川守田稔君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて、第7款、商工費の質疑を終わります。

次に、110ページから117ページまでの第8款、土木費の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて第8款、土木費の質疑を終わります。

次に、116ページから121ページまで9款、消防費の質疑を行います。質疑ございませんか。

はい、工藤委員。

○10番（工藤正孝君） ページは121ページであります。ちょっとわからないことですので、ち
ょっとお伺いしますが、町長が今定例会、冒頭、挨拶しました、8月15、16日に北日本に停滞し
た前線による大雨で、16日朝3時に避難勧告、4時にも同じく避難命令が出ました。

西日本豪雨の教訓に学び、避難勧告を躊躇せずに、夜間、早朝であろうとも発令したというこ
とでございますが。その確か、町独自に住谷橋と門前付近、如来堂川にはライブカメラを設置し
たというふうな経緯があります。

そのことについて伺いますが、この14節の使用料及び賃借料ですか。無線電波使用料になるの

か。そのライブカメラの維持管理費というのはどのようになっていますか。

○委員長（川守田稔君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） ライブカメラの維持管理費という部分につきましてですけれども、これは、まず、電気料とか、その通信するための通信回線というのがございます。大体ですね、ただこの通信回線につきましては、町のいわゆる光回線の町内ネットワークの方に含まれておりますので、この部分は、約28万ほどかかっておりますがここではないです。

その他、こちらの方であるのは電気料になります。これは、11節の部分になりますが、これは大体、年間で4万円ほどが維持費としてはございます。以上です。

○委員長（川守田稔君） はい、工藤委員。

○10番（工藤正孝君） このカメラは、南部町のホームページから行けば見れますよね。

あとまた、以前に紹介していただきました、私も川増し地区なので、青森県河川砂防情報提供システムというページからいっても、見ることができます。

これはもう、県の方と同じくライブカメラを共有しているのかなと感じますが、実はその16日の3時に南部地区に避難勧告が出された時に、私もびっくりして起きて、「そんなに増水しているのか」ということで、早速携帯でライブカメラの映像を見ました。

まず、私は近いものですから、門前地区にあるライブカメラの映像を見ましたら、確かに、川の水は濁っていて増水が始まっていました。

同じく、駅前、住谷橋付近の方も見たら、なんと住谷橋付近のカメラは普通の川だったんですよ増水もしていない。濁ってもいない。普通の川。如来堂川も見ました。同じく、濁ってありました。

なぜこの住谷橋のカメラだけが普通の馬淵川だったのか、一回ではないです。何回も切り替えて、また4時に避難勧告が出たときも同じく見ても、その住谷橋のライブカメラだけが通常であったんです。門前地区の方は堤防を造っていますので、バックホーがいてどんどんどん、来たためにバックホーも居なくなっちゃって、まあ、リアルですよ。

明らかに、1時間、2時間するとそういう経過が現れているわけですから。まあ明るくなったので、最後にはこのカメラは信用せずにして、車でも見に行きました。

夜間ということもあれば、よくニュースでもあります、川の水を見に行って、お年寄りが帰ってこない。落ちた可能性があるとかっていう。いわゆる発令、躊躇なく夜間早朝とも発令に至っても、危険を伴いますので、このライブカメラというのは、町民みんなで共有して、夜間の危険なことなく、カメラで確認するという、とてもいいシステムなのに、ちょっと誤作動が起きたと思います。

予測としてどのようなことが考えられるでしょうか。

○委員長（川守田稔君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） まず、前段としては現在のその避難勧告を出した時点の状況についてお知らせしますが、町が避難勧告等を出す場合ですけども、当町の場合ですと、馬淵川の上流域の川の水位、そして、馬淵川関連の観測点が20ありますけれども、20の観測点の総雨量です。

そして、それから雨雲レーダーの動き、またさきほど議員おっしゃった県の情報システムの中では、職員の方で3時間予測というのを確認できるところがございます。

その辺を勘案しながら、更に23年、25年の災害時のデーターと比較して、早めに出せるような形で勘案してやるわけです。

先般の例は、やや珍しい例だというふうに考えておりますが、3時間予報を見てもまだ、こちらの方では勧告を出すような水位にならないというような状況でした。

その中で、あえて出させていただいたのはやはり、どうしてもこれまでの情報を見ると明け方には急激に上昇するだろうということで、ライブカメラも我々もずっと逐一、見ているんですが、ライブカメラを見ている状態では、この水位では、これは出さなくてもいいんじゃないかと思うような水位でございました。

駅前、今の駅前の部分だけで申し上げますと、あそこは、通常ですと住谷橋から陸橋の方を見るような形でやっていますが、あそこは、夜間、光がないものですから、ほぼ、見えなくなってしまう。

もうちょっと、明かりがなくて見えない状態になってしまいますので、途中からは向きを変えて、橋のたもとの方を見るような形に向きを変えてございます。ですので、ちょっと、川がふえているという感覚がなかなかないままに、実際の話は勧告を出したということは、これは確かでございます。あそこの部分に、住谷橋に関しましてはちょっと向きを変えましたので、そういうことでございます。

今議員、おっしゃったように、本来であれば、今まではライブカメラがないうちは、消防団の方々がその川などに行って、現場確認をして、本当に危ない状態で作業をしていただいております。このカメラを導入したのは、当然、住民の方々の安全ということは第一ですけれども、それとプラス、防災に携わる消防団員の方々にも川のそばには行ってほしくない。当然、住民の方々にも行ってほしくないということが第一でございますので、ぜひ、今後ともライブカメラの方は常に保守してございますので、信じていただきまして、川のそばには近寄らないということをごちらの方でも呼びかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川守田稔君） はい、工藤委員。

○10番（工藤正孝君） 大変、わかりやすいといえますか、建設的なお話しありがとうございます。

ただしかし、理解するためには映像が誤作動で明らかに違っていれば、「何でこうなんだべ、こっちは溢れてるのにこっちは普通の川で」となると、やはり、信用できなくなるわけです。

ちょっと少し、テストしてみるとか、調べていただいて、常にライブですから、生中継ですから、正確な映像が町民に知れ渡るような構築をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川守田稔君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて9款、消防費の質疑を終わります。

次に、120ページから143ページまでの第10款、教育費の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。

次に、142、143ページの第11款、災害復旧費の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて11款、災害復旧費の質疑を終わります。
次に、142ページから145ページまでの12款、公債費及び13款、予備費の質疑を行います。質疑
ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて12款、公債費及び13款、予備費の質疑
を終わります。

以上で質疑は終了いたしました。これより討論を行います。討論ございませんか。

夏堀委員。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） 平成29年度一般会計決算に対する討論を行います。

私は、平成29年度一般会計予算に対しまして反対の討論をいたしましたけれども、現在もその
考えは変わらず、新庁舎建設の必要性を理解することができません。

また、その予算分は、医療センター周辺などの洪水対策に充当させるべきだと今でも確信して
おります。

よって、一般会計決算に計上されております2款、総務費、1項、総務管理費、22目、統合庁
舎建設費にだけは賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○委員長（川守田稔君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

久保委員。

（2番 久保利樹君 登壇）

○2番（久保利樹君） それでは、私は平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算の賛成の討論と
して、発言させていただきます。

ただ今、審議等ありましたが、全て、総務費、2款、1項、22目、庁舎建設費を含む、本決算
について全て、適正に執行されていると私は考えますので、賛成の立場の討論とさせていただきます。

以上です。

○委員長（川守田稔君） 他に討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第74号を採決いたします。

討論がありましたので、起立によって採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

○委員長（川守田稔君） 着席願います。

起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

.....
○委員長（川守田稔君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....
○委員長（川守田稔君） 特別会計審査に入る前に、午前中に質問がありました受診率についての答弁がまだな部分がありましたので、健康福祉課長の答弁を許します。

○健康福祉課長（福田勉君） 午前中の一般会計の中で、決算書の89ページですが、89ページの真ん中あたりに、委託料がございまして、集団健診、個別健診がございまして、中館議員さんの方から「この受診率はいくらか」というご質問がございまして、それについてお答え申し上げます。

集団健診、個別健診いずれもこれはがん検診でございまして、がん検診6種類実施してございます。対象者は、40歳以上。まず、肺がん検診受診率が26.3%。二つ目が大腸がん健診の受診率が20.6%、胃がん検診が15.9%。それから子宮がんこれは対象が20歳以上、まあ子宮がんですから女性になりますが、受診率は18.9%。それから乳がん、これは女性ですね、女性、40歳以上23.1%。

それから前立腺がんこれは50歳以上になります。受診率は21.4%ということになってございます。
以上でございます。

○委員長（川守田稔君） 中館委員の質問でしたか。（「はい。」の声あり。）ですよね。よろしいですか今の答弁で。はいどうぞ。

○9番（中館文雄君） これが高いのか低いのか私もちょっと全県の調査のそういうのと見る機会がないのもですから。この辺はどうなんですか。実際には。（「質問なんかなんもなかべな、終わってんだよ。」の声あり。）

○委員長（川守田稔君） はい、いいです。はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） この率は、あくまで役場で実施した健診の実施率でございますので、この中には、要するに社会保険の方、会社に勤めている方もございますので、その部分については、この数値には乗ってはいませんので、サラリーマンの方、会社で受けている方も多いかと思われませんが、プラスこれにいくら増加になるかはちょっと数字上は把握できていない状態で。この数字はあくまで役場が実施した検診を受けた方の率ということになります。

以上でございます。

○委員長（川守田稔君） これより、各特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。審査は会計ごとに行ないます。

なお、質疑は歳入歳出一括で行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは審査に入ります。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川守田稔君） 議案第75号、平成29年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 学務課でございます。

決算書の153ページをお開き願います。

議案第75号、議案第75号、平成29年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の154ページ、155ページをお開き願います。

下段の歳入合計欄の収入済額合計は1億6,434万3,320円で、収入未済額は9,000円となっております。

次に156ページ、157ページをお開き願います。

下段の歳出合計欄の支出済額合計は1億6,434万3,267円で、その結果歳入歳出差引残額の53円は30年度へ繰越となります。

はじめに歳入についてご説明いたします。158ページ、159ページをお開き願います。

1款1項1目の給食費負担金は、児童生徒の保護者が納入するべきところの給食費でございます。収入済額が6,785万0,501円であり、収入未済額は9,000円となります。

2款1項1目の一般会計繰入金は、学校給食センターの管理運営に要する経費や人件費などの費用を、一般会計から繰り入れたものでございまして9,650万1,000円となります。

次の、3款1項1目の繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

続きまして160ページ、161ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

1款1項1目の給食管理費の主なものは、職員1人分の人件費のほか、11節の需用費は洗剤などの消耗品費、そしてボイラー用の灯油などの燃料費、そして電気料や水道料などの光熱水費でございます。修繕料につきましては、残菜処理機が年度内に壊れまして100万円ほどの増となっております。

12節の役務費は、各種の検査や点検の手数料でございます。

13節の委託料は、調理と配送業務の委託、ゴミの収集運搬等に要した経費でございます。

162ページ、163ページに移りまして、1款1項2目、給食費の11節、需用費は、給食材料の購入経費でございます。

簡単ではございますが以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川守田稔君） 質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(川守田稔君) 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。
討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(川守田稔君) 討論なしと認めます。討論を終了いたします。
議案第75号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川守田稔君) 異議なしと認めます。
議案第75号は原案のとおり認定されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(川守田稔君) 議案第76号、平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(中里司君) それでは、議案第76号、平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

決算書の170、171ページをお開き願います。歳入からご説明いたします。

1款、1項、1目、1節、農林漁業体験実習館使用料は、客室会議室等の使用料ですが、収入済額1,751万2,250円。

2款、1項、1目、1節、物品売払収入は、レストランや宴会の際の収入になりますが、3,415万4,888円。

3款、1項、1目、1節、一般会計繰入金は、3,455万円。4款、1項、1目、1節、繰越金は、4万8,828円。

5款、1項、1目、1節、雑入は、27万7,770円。歳入合計は、8,654万3,736円となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。172、173ページをお開き願います。主なものについて、ご説明いたします。

1 款、1 項、1 目、管理運営費の11節、需用費ですが、支出済額3,051万9,981円で、そのうち、修繕料は148万2,840円。これは、大浴場、サウナ室換気設備修繕や非常用照明器具の修繕などです。

同じく需用費のうち、賄材料費は1,502万2,327円で、前年度に比較し103万6,300円の増となりましたが、宴会やレストラン収入等の売上の増に伴うものです。

次に、15節の工事請負費ですが、65万8,800円で、駐車場区画線の工事を実施しました。

18節の備品購入費は、1,028万3,544円で、マイクロバスのほか、畳用テーブルとイスを購入したものでございます。

歳出合計は、175ページになりますが、8,649万9,905円となりました。

以上で説明を終わります。

○委員長（川守田稔君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第76号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 異議なしと認めます。

議案第76号は原案のとおり認定されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川守田稔君） 次に議案第77号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 決算書の177ページをお開きください。

議案第77号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。178、179ページをお開きください。

表下段の歳入合計欄にありますとおり、調定額は29億5,802万405円、収入済額は27億9,141万893円で、前年度と比較しますと、金額で5,237万7,211円の減、率で1.84%の減となっております。また、不納欠損額が2,732万2,917円、収入未済額が1億3,928万6,595円となっております。

次に、歳出の決算総額についてご説明いたします。182、183ページをお開きください。

表下段の歳出合計欄にありますとおり、支出済額は27億7,048万9,942円で、前年度と比較しますと、金額で2,669万2,819円の減、率で0.95%の減となっております。

平成29年度におきましては、国民健康保険の被保険者数の減少等によりまして、歳入・歳出ともに前年度と比較して減額となっております。歳入歳出差引残額は、2,092万951円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。184、185ページをお開きください。

上段、1款の国民健康保険税でございますが、調定額6億4,878万9,622円に対しまして、収入済額が4億8,223万4,395円、不納欠損額が2,732万2,917円、収入未済額が1億3,923万2,310円となっております。

収納率ですが、1目の1節から3節までを合わせまして一般被保険者の現年分の収納率が95.32%、2目の1節から3節までを合わせまして退職被保険者の現年分の収納率が99.63%、1目の4節から6節までを合わせまして一般被保険者の滞納繰越分の収納率が15.04%、2目の4節から6節までを合わせまして退職被保険者の滞納繰越分の収納率が12.02%となっております。

次のページ、186、187ページをお開きください。

中段、3款、国庫支出金でございますが、医療費等に対する国からの負担金及び補助金で、収

入済額は合わせまして 6 億 6,000 万 6,367 円でございます。

下段、4 款、療養給付費交付金でございますが、退職被保険者にかかる医療費の費用負担等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、収入済額は 6,033 万 3,014 円でございます。

次のページ、188、189 ページをお開きください。

二段目、5 款、前期高齢者交付金でございますが、65 歳から 74 歳までの前期高齢者にかかる医療費の費用負担について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前期高齢者の国保への加入率の増に伴い、収入済額は前年比 4,390 万 58 円増の 5 億 5,149 万 7,248 円となっております。

その下、6 款、県支出金でございますが、医療費等に対する県からの負担金及び補助金で、収入済額は合わせまして 1 億 3,108 万 8,407 円でございます。

その下、7 款、共同事業交付金でございますが、青森県国民健康保険団体連合会から交付されるもので、収入済額は 6 億 1,610 万 7,831 円でございます。

次のページ、190、191 ページをお開きください。

二段目、9 款、1 項、1 目、一般会計繰入金でございますが、1 節の出産育児一時金繰入金から 5 節、健康センター管理費繰入金まで、収入済額は合わせまして 2 億 4,878 万 6,464 円でございます。

下段、11 款、諸収入。次のページ、192、193 ページをお開きください。二段目、2 項、雑入の 1 目、一般被保険者第三者納付金でございますが、収入済額は 493 万 7,165 円でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。194、195 ページをお開きください。

上段、1 款、1 項、1 目、一般管理費でございますが、支出済額が 3,431 万 2,296 円となっております。

主な支出は、職員 3 人分の人件費のほか、13 節、委託料の国民健康保険システム改修業務が 1,072 万 2,240 円でございます。

次のページ、196、197 ページをお開きください。

下段の 2 款、保険給付費でございますが、1 項、療養諸費の支出済額が 13 億 8,514 万 4,586 円、その下、2 項、高額療養費の支出済額が 1 億 9,149 万 836 円で、二つを合わせまして 15 億 7,663 万 5,422 円となっており、前年度と比較しますと、金額で 2,813 万 9,432 円の増、率で 1.82% の増となっております。これは、前期高齢者の医療費の増とインフルエンザの流行が影響したことが主な要因でございます。

次のページ、198、199ページをお開きください。

中段、3款、後期高齢者支援金でございますが、これは後期高齢者、75歳以上の方ですが、後期高齢者医療費分の社会保険診療報酬支払基金への負担金でありまして、支出済額が2億9,660万581円となっております。

次のページ、200、201ページをお開きください。

中段、6款、介護納付金でございますが、国保加入の介護保険の2号被保険者分、要するに40歳以上65歳未満の方ですが、この方の分の社会保険診療報酬支払基金への納付金でありまして、支出済額が1億3,379万4,972円となっております。

その下、7款、共同事業拠出金でございますが、これは、県の国保連への拠出金でありまして、支出済額が6億1,075万5,878円となっております。

下段、8款、保健事業費。次の202、203ページをお開きください。下段の3項、1目、施設管理費でございますが、これは健康センターの管理費でございます。

支出済額が4,664万883円で、職員3人分の人件費のほか、次のページ、204、205ページをお願いします。消耗品費、光熱水費、各種設備の保守点検等の業務委託料など、健康センターの維持管理の経費でございます。

次に、208ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

表の区分の5と6の部分であります。平成29年度のいわゆる余剰金2,092万1,000円のうち、697万3,000円を国民健康保険特別会計の財政調整基金に積み立てるものでございます。

最後に、210ページをお開きください。

基金の状況でございますが、国民健康保険特別会計財政調整基金の平成28年度末現在高の3億6,787万9,000円に1,558万2,000円を積立て、平成29年度末現在高は3億8,346万1,000円となっております。

また、国民健康保険高額療養費貸付基金は、平成29年度末現在高で1,204万9,000円でありまして、貸付実績はゼロ件となっているものであります。

以上で、議案第77号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川守田稔君） 質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

討論を行います。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(川守田稔君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第77号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川守田稔君) 異議なしと認めます。

議案第77号は原案のとおり認定されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(川守田稔君) 次に議案第78号、平成29年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田勉君) それでは、決算書の211ページをお開きください。

議案第78号、平成29年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明いたします。212、213ページをお開きください。

表下段の歳入合計欄にありますとおり、調定額は27億1,546万6,980円、収入済額は27億813万7,880円でございます。また、不納欠損額が231万8,300円、収入未済額が501万800円となっております。

次に、歳出の決算総額についてご説明申し上げます。214、215ページをお開きください。

表下段の歳出合計欄にありますとおり、支出済額は26億4,855万324円となっております。歳入歳出差引残額は、5,958万7,556円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。216、217ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、第1号被保険者保険料でございますが、調定額5億1,504万4,100円

に對しまして、収入済額が 5 億 771 万 5,000 円、不納欠損額が 231 万 8,300 円、収入未済額が 501 万 800 円となっております。

収納率ですが、1 節と 2 節が現年度分でございまして、合わせまして現年度分が 99.48%、3 節の滞納繰越分が 15.09%となっております。

下段、3 款、1 項、国庫負担金、1 目、介護給付費負担金でございますが、収入済額が 4 億 8,841 万 5,026 円でございます。

これは、介護保険の保険給付費に対する国の負担分でございまして、施設サービスでは給付費の 15%、施設以外では 20% が国から交付されるものでございます。

その下、3 款、2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金でございますが、収入済額が 2 億 776 万 4,000 円となっております。

これは、市町村間の保険料基準額の格差を是正するための調整交付金で、75 歳以上の後期高齢者の加入割合と 65 歳以上の被保険者の所得分布状況に基づき、交付割合が算定されるもので、29 年度は給付費の 8.43% が交付されております。

その下、3 款、2 項、2 目、地域支援事業交付金（総合事業）の収入済額が 1,069 万 1,800 円。

次のページ、218、219 ページをお開きください。同じく 3 目、地域支援事業交付金（総合事業以外）の収入済額が 1,044 万 8,100 円となっております。

これらは、地域支援事業に対する国の補助金で、総合事業では事業費の 25% 相当、総合事業以外では 39% が国から交付されるものです。

その下、3 款、2 項、4 目、事業費補助金でございますが、収入済額が 131 万円となっております。

これは、介護保険制度の改正に伴うシステム改修の経費につきまして、国から補助金が交付されたものでございます。

中段、4 款、1 項、支払基金交付金、1 目、介護給付費交付金の収入済額が 7 億 162 万 6,000 円、同じく 2 目、地域支援事業支援交付金の収入済額が 1,104 万 7,764 円となっております。

これらは、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料の中から、保険給付費及び地域支援事業のうちの総合事業に對しまして、給付費及び事業費の 28% が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

下段、5 款、1 項、県負担金、1 目、介護給付費負担金でございますが、収入済額が 3 億 5,991 万 2,920 円となっております。

これは、保険給付費に対する県の負担分でございまして、施設サービスでは給付費の 17.5%、

施設以外のサービスでは12.5%が県から交付されるものでございます。

その下、5款、2項、県補助金、1目、地域支援事業交付金（総合事業）の収入済額が517万1,750円、同じく2目、地域支援事業交付金（総合事業以外）の収入済額が522万4,050円となっております。

これらは、地域支援事業に対する県の補助金でございまして、総合事業では事業費の12.5%、総合事業以外では19.5%が県から交付されるものでございます。

次のページ、220、221ページをお開きください。

下段、7款、1項の一般会計繰入金でございますが、1目、介護給付費繰入金から5目、低所得者保険料軽減繰入金まで、合わせまして収入済額が3億7,215万6,952円となっております。

これは、1目、介護給付費繰入金の収入済額3億1,138万7,543円でございますが、保険給付費に対する町の負担分であり、介護給付費の12.5%を一般会計から繰入れたものでございます。

2目、その他一般会計繰入金の収入済額4,484万4,512円でございますが、職員の人件費分及び事務費等を一般会計から繰入れたものでございます。

3目、地域支援事業交付金（総合事業）の収入済額454万6,216円及び4目、地域支援事業交付金（総合事業以外）の収入済額460万8,281円でございますが、地域支援事業に対する町の負担分であり、総合事業では事業費の12.5%、総合事業以外では19.5%を一般会計から繰入れたものでございます。

5目、低所得者保険料軽減繰入金の収入済額677万400円でございますが、低所得者の保険料軽減分を一般会計から繰入れたものでございます。

いちばん下、7款、3項、他会計繰入金。次のページ、222、223ページをお開きください。上段の1目、介護サービス事業特別会計繰入金でございますが、収入済額が50万3,200円となっております。

これは、地域支援事業交付金の算定方法の変更に伴い、交付金が減額されることによって生じる財源不足を補うため、介護サービス事業特別会計から繰入れたものでございます。

中段、8款、1項、1目、繰越金でございますが、収入済額が2,398万2,726円となっております。下段、9款、2項、雑入、2目、返納金でございますが、収入済額が187万5,215円となっております。

これは、主なものとしては、介護保険事業所の指定取り消しに伴う介護給付費等の返還金185万円でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。224、225ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目、一般管理費でございますが、支出済額が3,441万3,878円となっております。

主な支出は、職員 3 人分の人件費のほか、13節、委託料の介護保険システム改修業務が564万6,780円、第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定業務が259万2,000円でございます。

次のページ、226、227ページをお開きください。

下段、2 款、1 項、保険給付費でございますが、ここは介護保険に係る給付費でございます、1 目、介護サービス等諸費から、次のページの 6 目、介護予防サービス等諸費まで。また前ページにお戻りください。2 款、1 項の支出済額が、合わせまして24億9,297万5,555円となっております。

前年度と比較しますと、金額で1,478万4,117円の減、率で0.59%の減となっております。

次のページ、228、229ページをお開きください。

下段、3 款、地域支援事業費、1 項、介護予防生活支援サービス事業費でございますが、ここは総合事業に係る各種サービス事業費でございます、1 目、介護予防生活支援サービス事業費から、次のページの上段、3 目、高額介護予防サービス費相当事業費等まで。また前ページにお戻りください。3 款、1 項の支出済額が、合わせまして2,196万4,505円となっております。

主な支出といたしましては、1 目では、職員 1 名分の人件費のほか、19節、負担金補助及び交付金ですが、総合事業サービスを提供する指定事業所に対するサービス費の審査支払業務を行う国民健康保険団体連合会へのサービス費負担金でございます、備考欄ですが、訪問型サービス事業費が255万9,314円、通所型サービス事業費が873万5,332円でございます。

2 目、介護予防ケアマネジメント事業費では、主な支出としまして、13節、委託料でございますが、介護予防ケアマネジメントの委託料162万2,100円でございます。

次のページ、230、231ページをお開きください。

3 款、2 項、一般介護予防事業費でございますが、ここは各種介護予防事業に係る項でございます、1 目、介護予防普及啓発事業費と 2 目、地域介護予防活動支援事業費、合わせまして 3 款、2 項の支出済額が1,454万6,037円となっております。

主な支出といたしましては、1 目では、職員 1 名分の人件費のほか、13節、委託料ですが、各種介護予防教室等に係る委託料合わせまして376万5,960円でございます。

また、2 目では、13節、委託料ですが、町内会等へ委託している地区介護予防教室の委託料113万1,840円でございます。

次のページ、232、233ページをお開きください。

3 款、3 項、包括的支援事業、任意事業費でございますが、ここは地域包括支援センターの業

務に係る項でございまして、1目、総合相談事業費から、次のページの7目、認知症総合支援事業費まで。また前ページにお戻りください。3款、3項の支出済額が、合わせまして2,413万5,409円となっております。

主な支出といたしましては、1目では、13節、委託料ですが、ランチ型総合相談窓口業務が742万1,490円、高齢者実態把握業務が254万5,620円でございます。

その下、2目は、職員1名分の人件費でございます。

いちばん下、4目、任意事業費でございますが、介護保険事業の安定化を図るとともに、被保険者及び介護者等に対し、地域の実情に応じて必要な支援を任意で行う事業費でございまして、当町では、介護保険給付費等費用の適正化、家族介護者への支援、成年後見制度の利用支援、高齢者の自立生活のための支援などの事業を実施しているところでございます。

主な支出といたしましては、次のページ、234、235ページをお開きください。上段の13節、委託料の高齢者配食サービス事業が615万1,500円でございます。

中段、4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金でございますが、支出済額が1,078万7,000円となっております。

これは、介護保険の財政安定化を図るため、介護給付費準備基金に積み立てたものでございます。

下段、5款、1項、公債費、2目、財政安定化基金償還金でございますが、支出済額が833万3,333円となっております。

これは、平成26年度に介護保険財政の財源不足分として県の基金から2,500万円の貸し付けを受けておりまして、この貸付金に対する償還金でございます。3年間で償還することとなり、平成29年度は最終年度の償還でございました。

次のページ、236、237ページをお開きください。

6款、1項、2目、償還金でございますが、支出済額が2,928万6,020円となっており、これは、事業費の確定に伴いまして、国及び支払基金、県への返還金でございます。

次に、238ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

表の区分の5と6の部分であります。平成29年度のいわゆる余剰金5,958万8,000円のうち、1,293万3,000円を介護保険特別会計の介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

最後に、239ページをお開きください。

基金の状況でございますが、介護保険給付費準備基金の平成28年度末現在高が5,697万円に対し、1,078万7,000円を積立て、平成29年度末現在高は6,775万7,000円となっております。

以上で、議案第78号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川守田稔君） 質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 討論なしと認めます。討論を終了します。

議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 異議なしと認めます。

議案第78号は原案のとおり認定されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川守田稔君） 次に議案第79号、平成29年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、決算書の241ページをお開きください。

議案第79号、平成29年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。242、243ページをお開きください。

表下段の歳入合計欄にありますとおり、収入済額は3,083万7,564円でございます。

次に、歳出の決算総額についてご説明申し上げます。244、245ページをお開きください。

表下段の「歳出合計」欄にありますとおり、支出済額は3,083万7,564円となっております。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。246、247ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、居宅介護支援計画費でございますが、収入済額が429万470円でございます。

これは、町直営の居宅介護支援事業所が、要介護1から要介護5までの利用者に係る居宅介護サービス計画費収入、いわゆるケアプラン作成等の居宅介護支援業務分について、介護報酬として国保連から支払いを受けたものでございます。

その下、1款、1項、2目、介護予防支援計画費でございますが、収入済額が503万9,200円でございます。

これは、介護予防支援事業所である当町の地域包括支援センターが、要支援1から要支援2の利用者に係る介護予防サービス計画費収入、いわゆるケアプラン作成等の介護予防支援業務分について、介護報酬として国保連から支払いを受けたものでございます。

その下、1款、1項、3目、訪問看護事業費でございますが、平成29年度におきましては事業実績がなく、収入済額がゼロ円でございます。

中段、2款、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、収入済額が2,150万7,894円でございます。

これは、1節、居宅介護支援事業費繰入金の備考欄になりますが、居宅介護支援事業費繰入金として449万6,706円、介護予防支援事業費繰入金として19万7,294円、2節、訪問看護事業費繰入金として1,681万3,894円、それぞれの事業に係る財源不足分を一般会計から繰り入れしたものでございます。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。248、249ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、居宅介護支援事業費でございますが、支出済額が878万7,176円となっております。これは、主な支出は、職員1人分の人件費でございます。

下段、1款、1項、2目、訪問看護サービス事業費でございますが、支出済額が1,681万3,894円となっております。

主な支出は、このページから次の250、251ページの上段にかけての職員2名分の人件費でございます。

その下、1款、1項、3目、介護予防支援事業費でございますが、支出済額が523万6,494円となっております。

主な支出は、13節、委託料の備考欄になりますが、介護予防支援業務として440万1,700円を支

出しております。この介護予防支援業務は、要支援1から要支援2の利用者に係るケアプラン作成を、当町の地域包括支援センターが民間の居宅介護支援事業所に委託したものでございます。

以上で、議案第79号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川守田稔君） 質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 異議なしと認めます。

議案第79号は原案のとおり認定されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川守田稔君） 次に議案第80号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、決算書の253ページをお開きください。

議案第80号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。254、255ページをお開きください。

表下段の歳入合計欄にありますとおり、調定額は1億9,741万3,660円、収入済額は1億9,630万760円、不納欠損額は12万600円、収入未済額は99万2,300円となっております。

次に、歳出の決算総額についてご説明申し上げます。256、257ページをお開きください。

表下段の歳出合計欄にありますとおり、支出済額は1億9,616万5,391円となっております。歳入歳出差引残額は、13万5,369円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。258、259ページをお開きください。

上段、1款の後期高齢者医療保険料でございますが、調定額1億1,437万5,700円に対しまして、収入済額は1億1,326万2,800円となっております、収納率は99.03%でございます。

三段目、3款、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、収入済額が7,481万3,149円で、内訳といたしまして、備考欄ですが、軽減保険料の補填分として保険基盤安定繰入金が7,131万5,149円、事務費等の繰入金が349万8,000円でございます。

260、261ページをお開きください。二段目、6款、1項、1目、広域連合健診委託金でございますが、収入済額が791万5,114円となっており、青森県後期高齢者医療広域連合からの健診の委託金でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。262、263ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、一般管理費でございますが、支出済額が1,107万5,168円となっております。

主な支出といたしましては、13節、委託料の1,040万1,579円で、内訳といたしまして、備考欄ですが、後期高齢者健康診査の委託料が730万3,170円、後期高齢者医療システム保守業務の委託料が309万8,409円となっております。

次に、二段目、2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これは青森県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

支出済額は1億8,433万1,749円となっております、内訳といたしましては、備考欄ですが、後期高齢者医療保険料分が1億1,301万6,600円、後期高齢者医療保険基盤安定分が7,131万5,149円となっております。

以上で、議案第80号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川守田稔君）質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 討論なしと認めます、これで討論を終わります。

議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり認定されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川守田稔君） 議案第81号、平成29年度南部町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木大君） 決算書の265ページをお開きください。

議案第81号、平成29年度南部町病院事業会計決算についてご説明いたします。

270ページをお開きください。

はじめに、損益計算書により収益的収入及び支出についてご説明いたします。

1の医業収益でございますが、（1）の入院収益は4億8,181万7,826円でございます。（2）の外来収益は3億1,346万7,813円でございます。（3）のその他医業収益は1億1,284万8,165円で、主なものは、居宅療養や訪問看護などの介護保険収益や特定健診、予防接種などの公衆衛生活動収益、他会計負担金でございます。

医業収益の合計は9億813万3,804円で、前年度と比較して610万6,758円の増となっております。

2の医業費用でございますが、（1）給与費は6億6,513万6,211円で、職員の給料及び手当、パート医師の報酬、臨時職員の賃金、共済組合などの負担金でございます。（2）の材料費は、

1億2,152万5,168円で、薬品費や治療材料費、給食材料費でございます。（３）の経費は1億4,863万2,660円で、光熱水費や燃料費、修繕費、委託料などでございます。（４）の減価償却費は9,746万2,093円となっております。（５）の資産減耗費は92万7,654円で、固定資産の除却に伴う残価分でございます。（６）の研究研修費は164万9,529円で、医学書などの購入や医師、看護師などの研修会参加に伴う経費でございます。

医業費用の合計は10億3,533万3,315円で、前年度と比較して1,743万3,652円の増加となっております。

３の医業外収益でございますが、（１）の受取利息配当金は112万4,468円で、普通・定期預金及び有価証券の利息でございます。（２）の他会計負担金は1億332万0,000円で繰出基準に基づき、一般会計から繰り入れされたものでございます。（５）の長期前受金戻し入れは4,862万1,965円で、建設改良費に充てられた補助金等について、収益化したものでございます。

医業外収益の合計は1億5,768万481円で、前年度と比較して9,706万8,788円の減となっております。

４の医業外費用でございますが、（１）の支払利息及び企業債取扱諸費は1,604万4,907円で、企業債の利息支払い分でございます。（３）の長期前払消費税勘定償却は501万5,148円で、建物及び機械備品の消費税分を償却したものでございます。（４）の雑損失は2,084万4,523円で、医業費用及び医業外費用に係る消費税の控除対象外消費税分でございます。

医業外費用の合計は4,233万0,972円でございます。

５の特別損失でございますが、（１）の過年度損益修正損は47万0,192円でございます。

経常損失から特別損失を差し引いた当年度純損失は1,232万194円となりました。

前年度繰越利益剰余金1億9,872万3,122円に、当年度純損失を加えた、当年度未処分利益剰余金は1億8,640万2,928円となりました。

272ページをお開きください。

次に、貸借対照表についてご説明いたします。

資産の部の下段の方になります、２の流動資産、（１）現金預金でございますが7億3,847万5,315円で、前年度と比較して2億5,153万6,215円の減少となっております。

理由といたしまして、この項目の少し上の段、１の固定資産、（２）の投資その他資産、ハ、投資有価証券2億9,973万6,000円の購入があったためです。

現金減少額と購入有価証券額を差し引いた金額は4,819万9,785円となります。

２の流動資産、（２）の未収金は1億3,537万1,998円で、国保や社保、後期高齢者医療などの

保険請求分のほか、健診及び予防接種、医療費の一部負担金などがございます。

流動資産合計は8億7,686万9,168円でございます。

次のページの負債の部、上段の3. 固定負債の(1)の企業債は14億7,230万1,666円で、病院事業債及び過疎対策債の未償還額でございます。

4の流動負債、(1)の企業債は2,364万2,641円で、1年以内に償還する企業債の額でございます。

(2)の未払い金は3,162万475円で、材料費及び経費の未払い金となっております。

流動負債合計は9,332万1,369円でございます。

流動資産合計額が流動負債合計額を上回っていることから、資金不足などの不良債務はございません。

275ページをお開きください。

中段の2. 業務の(1)業務量でございますが、入院の欄の上段、延べ患者数は2万2,284人で前年度比665人の増、病床利用率は92.5%、1人1日当りの診療収入は2万1,622円で、前年度比375円の減となっております。

右側の外来ですが、延べ患者数は4万5,001人で前年度比1,264人の減、1人1日当りの診療収入は6,966円で、前年度比50円の増となっております。

外来延患者数の減の理由は、平成29年4月末に歯科が休診になったことが主な要因となっております。

277ページをお開き願います。

キャッシュ・フロー計算書になります。この計算書は、現金ベースでの収支の状況を表したものでございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務に係る資金の収支で、1の一番下の業務活動によるキャッシュ・フローの額は5,086万3,551円で、現金ベースにおける収益的収支の黒字額となります。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、投資等に係る資金の状態で、2の一番下の投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス3億1,805万6,000円となっております。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、借入れや償還に係る資金の収支で、3の一番下の財務活動によるキャッシュ・フローは1,565万6,234円となっております。

4の資金増加額は、マイナス2億5,153万6,215円で、29年度における現金、預金の増減額となっております。

6の資金期末残高は、4の資金増加額と5の資金期首残高を合計したもので7億3,847万5,315円となり、先ほどご説明しました貸借対照表の現金預金の額と同額となっております。

281ページをお開きください。

次に、資本的収入支出についてご説明いたします。

収入の1款、1項、企業債は、建設改良費の器械及び備品購入に係る借入、2項、負担金は、企業債元金償還と投資に要する経費分として、一般会計からの繰入、3項、繰入金は、器械及び備品購入にかかる国保調整交付金の金額となり、合計は3,285万1,000円となります。

支出の1款、1項、建設改良費は1,832万円で、臨床化学自動分析装置、全自動散薬分包機、介護システムを更新したものでございます。

2項、企業債償還金は、病院事業債の元金償還金で1,179万4,766円でございます。

3項、投資は540万円で、医師修学資金3名分の貸付金でございます。

以上で、平成29年度病院事業会計決算の説明を終わります。

○委員長（川守田稔君） 質疑を行います。質疑ございませんか。中舘委員。

○9番（中舘文雄君） 270ページの損益計算書の中で、医業費用の中の材料費1億2,152万5,168円っていうふうな数字がでておりますけれども。この仕入れ、購入の方法は、入札ですか、それとも、特命、なにか、どういう方法でやっているか、お聞きします。

仕入れの方法、医薬品その他の。

○委員長（川守田稔君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木大君） 入札でやっております。

薬品等の仕入れですよ。入札です。

ただ、その病状によって、使われる薬品等が違った場合は、それに見合ったものではございません。

以上です。

○委員長（川守田稔君） 中舘委員。

○9番（中舘文雄君） 仕入れの方法は色々あると思いますけれども。

指名でやるのか、それとも申し込み型の入札、どちらの方法を取っているんですか。

っていうのは、昔、色々な病院が赤字の時に、仕入れをどうしているかということで、相当、経費をつめた経緯が私、経験があったものですから。聞いているんですけれども。

指名して参加してもらっているのか、それとももう、「こういうのやる」った時に公募でやっている、どちらの方法を取っているんですか。

○委員長（川守田稔君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木大君） 基本、取り扱っている業者さんにこちらから問い合わせをして、出してもらっているという感じになります。

○委員長（川守田稔君） よろしですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 異議なしと認めます。議案第81号は原案のとおり認定されました。

（「委員長、休憩願います。」の声あり。）10分。

では、ここの時計で10分休憩いたします。

（午後2時15分）

.....
○委員長（川守田稔君） 休憩を取り消し、議事に戻ります。

(午後 2 時 24 分)

◎議案第82号及び議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川守田稔君） お諮りいたします。

議案第82号及び議案第83号の平成29年度南部町公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 異議なしと認めます。議案第82号及び議案第83号を一括議題といたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） それでは、決算書の285ページをお願いいたします。

議案第82号、平成29年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。290、291ページをお願いいたします。

1 項の分担金及び負担金の収入済額は、84万円であります。これは、下水道加入による受益者負担金でございます。

2 款、1 項、1 目、1 節の公共下水道使用料の収入済額は834万5,610円、収入未済額は4万3,580円となっております。これは、南部地区の一部を供用開始している下水道使用料でございます。

次に、2 節の公共下水道使用料滞納繰越分の収入済額は2万730円となっております。

3 款、国庫支出金の収入済額は5,200万円であります。これは、公共下水道事業費補助金であり、基本事業費1億400万円に対して50%の補助金となっております。

4 款、繰入金の収入済額は9,294万7,000円であります。一般会計からの繰入金でございます。引き続き292、293ページをお願いいたします。

6 款、諸収入の収入済額は268万4,161円であります。これは、平成28年度分の消費税確定申告による還付金でございます。

7 款、町債の収入済額は8,200万円であります。公共下水道建設債でございます。

下段の歳入合計につきましては、収入済額 2 億3,886万1,865円、収入未済額 4 万3,580円となっております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。294、295ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目の施設管理費であります。公共下水道処理施設の維持管理費となっております。

11節、需用費の支出済額は352万9,896円であります。施設の薬品費、光熱水費、修繕料等でございます。

13節、委託料の支出済額は741万6,609円であります。これは、事務委託といたしまして電算処理、収納事務、排水設備電算入力業務、また、施設の管理委託といたしまして運転管理、電気保守管理、消防用設備保守点検、下水道管理システム保守でございます。

次に、2 款、1 項、1 目の公共下水道建設費でございます。ここでは職員 2 名分の人件費を計上しております。

13節、委託料の支出済額は4,422万400円であります。これは、南部地区公共下水道事業に伴う管渠詳細設計、地質調査、積算業務とあかね地区特定環境保全公共下水道事業計画策定業務などの 4 件でございます。

15節、工事請負費の支出済額は 1 億1,605万6,800円であります。これは、南部地区下水道管渠等工事 9 件分となっております。

引き続き296、297ページをお願いいたします。

3 款、公債費といたしまして、元金と利子合わせて5,374万3,646円となっております。これは公共下水道事業の借入金を償還したものでございます。

下段になります。歳出合計につきましては、支出済額 2 億3,886万1,566円で、不用額696万4,434円となっております。

また、歳入歳出差引額といたしましては299円となっております。

以上が公共下水道事業の特別会計の決算状況でございます。

引き続き301ページをお願いいたします。議案第83号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。306、307ページをお願いいたします。

1 款、分担金及び負担金の収入済み額は240万円であります。これは、農業集落排水加入による受益者分担金でございます。

2 款、1 項、1 目、1 節の農業集落排水使用料の収入済額は3,974万3,380円、収入未済額は32万7,270円となっております。

次に、農業集落排水使用料滞納繰越分の収入済額は30万6,990円、不納欠損額は16万8,070円、収入未済額は60万8,450円となっております。

3 款、繰入金の収入済額は2億2,543万9,000円であります。一般会計からの繰入金でございます。

5 款、諸収入の収入済額は3,313万4,184円であります。これは、森越地区の県道櫛引・上名久井・三戸線改良工事に伴う、管路移設補償費でございます。

引き続き308、309ページをお願いいたします。

下段の歳入合計につきましては、収入済額3億111万9,189円、不納欠損額16万8,070円、収入未済額93万5,720円となっております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。310、311ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目の一般管理費でございます。ここでは職員1名分の人件費を計上しております。

次に、1 款、1 項、2 目の施設管理費であります。農業集落排水処理施設の維持管理費となっております。

11節、需用費の支出済額は3,173万7,606円ありますが、施設の薬品費、光熱水費、修繕料等でございます。

13節、委託料の支出済額は3,058万3,909円あります。これは、事務委託といたしまして電算処理、収納事務、排水設備電算入力業務、また、施設管理委託としまして運転管理、電気保守管理業務、測量設計委託といたしまして、森越地区管路移設工事に伴う施工管理業務等の委託でございます。

15節、工事請負費の支出済額は2,975万4,000円あります。これは森越地区の県道櫛引・上名久井・三戸線改良工事に伴う、管路移設工事3件分となっております。

2 款の公債費といたしましては、元金と利子合わせて1億9,123万2,685円となっております。これは農業集落排水事業の借入金を償還したものでございます。

引き続き312、313ページをお願いいたします。

下段になります。歳出合計につきましては、支出済額3億111万8,682円、不用額140万3,318円となっております。

また、歳入歳出差引額といたしましては507円となっております。

以上が農業集落排水事業の特別会計の決算状況でございます。

これで議案第82号及び第83号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川守田稔君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

議案第82号及び議案第83号を一括して採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 異議なしと認めます。議案第82号及び議案第83号は原案のとおり認定されました。

.....

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川守田稔君） 次に議案第84号、平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。市場長。

○市場長（馬場均君） 決算書の317ページをお開き願います。

議案第84号、平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

322、323ページをお開き願います。歳入の主なものについて、収入済額でご説明いたします。

1 款、1 項、事業収入、事業勘定、受託金でございます。これは、受託販売収入として買受人から納めていただく買上代金で、29億5,797万2,069円。前年度よりマイナス5.9%の1億8,517万2,967円の減額となりました。収入未済額はございません。

1 款、1 項、事業収入、業務勘定、使用料921万7,168円。これは、市場施設の仲卸売場など利用者から納めていただいております使用料でございます。

2 項、手数料2億663万1,609円。これは、販売代金の7%を出荷者の皆さまから納めていただいております受託販売手数料でございます。

2 款、事業外収入、1 項、1 目、買受人保証金10万円。買受人1名の納入した保証金でございます。

2 項、1 目、他会計繰入金2,896万5,000円。営業費用の15%相当額を基準といたしまして、一般会計から繰り入れたものでございます。

324ページをお開き願います。

3 項、繰越金103万3,680円。前年度から繰り越したものでございます。

4 項、諸収入281万5,739円。基金からの利子ほか、仲卸売場の電気料、表示ラベル代金などの雑収入でございます。

一番下の欄でございますが歳入合計は32億673万5,265円となりました。

326ページをお開き願います。歳出の主なものについて支出済額でご説明いたします。

1 款、1 項、事業勘定、受託費でございます。これは受託販売代金の生産者の皆様にお支払いする代金で29億5千797万2,115円となりました。

1 款、1 項、業務勘定、市場管理費。これは職員の給料、賃金など市場施設の維持管理に要する経費のほかに、327ページ下段の8節、報償費、奨励金1,887万1,640円を出荷団体と買受人へ奨励金として支払った分などでございます。

329ページをお開き願います。13節、委託料、販売管理システム1,890万円。これは、市場の販売・精算を管理しているシステムを更新したものでございます。15節、工事請負費324万1,080円、これは市場1階トイレ改修工事によるものでございます。25節、積立金、財政調整基金4,823万7,473円となっております。

330、331ページの一番下の欄でございます。歳出合計は32億441万5千821円となりました。

321ページにお戻りください。欄外に記載されておりますが、歳入歳出差引残額231万9,444円となりました。

このうち、地方自治法の規定により基金繰入額を116万円、翌年度への実質繰越額は115万

9,444円となるものでございます。これにより、市場財政調整基金は4億340万1,000円となりました。

以上で、議案第84号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川守田稔君） 質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第84号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 異議なしと認めます。

議案第84号は原案のとおり認定されました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川守田稔君） 次に議案第85号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） それでは、決算書の335ページをお開き願います。

議案第85号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

336ページ、337ページをお開き願います。

歳入。収入済額、歳入合計3億6,624万8,249円です。収入未済額はございません。

338ページ、339ページをお開き願います。

歳出、支出済額、歳出合計 3 億6,580万9,141円、翌年度繰越額はなく、歳入歳出差引残額43万9,108円が翌年度繰越金となります。

340ページ、341ページをお開き願います。

歳入。主なものについて収入済額でご説明いたします。

1 款、1 項、1 目、施設介護サービス費ですが 1 億5,065万4,790円で前年度と比較し、1,437万1,288円減となっております。これは、介護保険からの介護報酬になります。29年11月から 1 階38床で入所利用をしており、施設利用者の減によるものです。

次に 2 款、1 項、1 目の負担金、収入済額3,835万4,084円。施設利用者から負担していただいております利用料になります。前年度と比較し342万1,863円減となっております。

収入済額の減は 1 款、1 項、1 目の理由に同じです。

滞納繰越分ですが利用者からの利用料の滞納はございません。

4 款、1 項、1 目、一般会計繰入金、収入済額 1 億6,312万2,000円。前年度と比較して1,361万2,000円減となっております。

旧南部病院の建物切り離し関係に伴う事業費の減など臨時的な繰入金がなくなったためです。

5 款、1 項、1 目、繰越金、収入済額1,338万3,157円。前年度と比較し1,317万5,878円増となっております。工事請負費等の繰越明許に伴うものです。

次に、344ページ、345ページをお開き願います。

歳出の主なものについて、支出済額でご説明申しあげます。

1 款、1 項、1 目の一般管理費、支出済額 2 億7,779万4,623円で、支出済額は前年度に比較し267万4,841円減となっております。

2 節、給料、3 節、職員手当等、4 節、共済費は職員23人分です。

7 節、賃金2,607万5,658円で前年度に比較し917万4,471円減、臨時職員15人分で 2 人分減で、前年度はこれに医師 3 か月分の賃金が支払われていた関係もあり、大幅な減となっております。医師の賃金が、13節、委託料に組み替えになったほかは、11節、需用費、12節、役務費など、一般管理費は前年同額程度となっております。

13節、委託料は2,648万652円で441万8,700円増、医師賃金が派遣業務委託として 1 年分支出になったことのほか、1 ページめくって347ページ。委託料の続きの最後に設計管理業務（繰越分）53万6,760円。改修工事監理業務委託で、南部病院からの建物切り離し工事の関係で、29年 6 月に完了したものです。これにより、13節と15節、工事請負費の右側の欄、施設改修工事（繰越分）

581万240円。17節、公有財産購入費654万8,296円、右側の欄の建物買収費（繰越分）として前年度から繰越の部分は、登記の完了をもって前年度からの繰越業務を終えました。

1 款、1 項、2 目、療養費、支出済額4,136万3,617円、前年度比257万68円減になっております。29年11月から1階のみで入所対応をしており、利用者減によるもので、11節、需用費の医薬材料費の減。13節、委託料の給食業務の減。ページをめくっていただいて、349ページ上段、14節、使用料及び賃借料、右側の欄の寝具などの業務用物品の借り上げが減になっております。

2 款、1 項、1 目、公債費、元金償還金は4,500万円で前年度と同額になっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（川守田稔君） 質疑を行います。質疑ございませんか。夏堀委員。

○11番（夏堀文孝君） 全般ですけれども、平成29年度の入所率と、あと、平均介護度をお知らせください。

○委員長（川守田稔君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） 入所の方ですけれども、定員は70名になっておりますが、利用の方は1階38床で進めております。入所の方は、月平均35人になっております。

平均介護度の方は、割合は、申し訳ありませんけれど、今、手元に資料がございませんけれども、介護度の4、3の方が多入所になっております。

以上です。

○委員長（川守田稔君） 夏堀君。

○11番（夏堀文孝君） 平均介護度、後で資料でもいいですので、お願いします。

それと、平成28年度に比べて、増減はどうですか。

○委員長（川守田稔君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） 入所の方ですけれども、去年の29年の11月から先ほど申し

ましたけれども、1階38床になりまして、年度中からですので、28年度とは正確には比較はできない状態にはあります。

ただ、ベットの方、入所の方ですけれども、今現在は、38床にフルに入れている状態で運用しております。

ただ、こういう施設ですね、男女を一緒に、まだ同じ部屋に入れることはできませんので、どうしても、部屋にぴったりなるということは、どうしても難しい現状にありますので、若干の一部屋、二部屋、調整が続く場合がございます。

以上です。

○委員長（川守田稔君） よろしいですか。中舘君。

○9番（中舘文雄君） まずはじめに、347ページですか。この中に委託料の中の清掃業務。去年より分離したら100万位、金額がふえているんですね。委託料が。これは、どういう理由ですか。

去年より委託料約95万、清掃業務の委託料がふえていますけれども、何か理由があるんですか。

○委員長（川守田稔君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） 委託料の清掃の業務ということですが、28年度の清掃業務ですけれども、5月から清掃業務を老健の方でやるようになりました。

それまでの4月分は、南部病院の方で一括発注しており、それに対する委託の形で1ヶ月分払っていた関係で、11ヶ月分と12ヶ月分の差等ございます。

以上です。

○委員長（川守田稔君） 中舘君。

○9番（中舘文雄君） それはでも、年間を通して清掃業務をやっていた訳でしょう。

直接、契約したのは確かに10ヶ月分かもしれませんが、前の2ヶ月分、当然、プラスして、この数字が出ますよね。

南部病院に委託しようが、どこに委託しようが、老健で負担する金額というのは、当然、決算

の中には、去年の分にも入っているわけでしょう。

契約分が10ヶ月分だからこうなったんじゃないくて、高くなったんじゃないくて、12ヶ月じゃなくて。当然、費用はプラスささった中で清掃業務の金額が決算書には載ってくるわけですね。

それが、29年度は12ヶ月分全部、だから、南部病院に委託してやった方が逆に安かったってことですか。委託してやった方が安かったってこと。直接契約したから高くなったってことですか。

○委員長（川守田稔君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） 今まで清掃業務も含めまして、他のエレベーター等の業務また、各種ボイラー業務等ですね、含めまして一括して共同利用の施設部分として、お支払いしている部分がありました。

従いまして、その1ヶ月分については、まとめて一括お支払いしておりましたので、他の業務等も含めての比較になり、今は、個別の部分については、ちょっと申し訳ないんですけれども、手元に資料がございませんでした。申し訳ありません。

○委員長（川守田稔君） 中館君。

○9番（中館文雄君） 仕分けの仕方が違ったから数字がこういうふうになったってことですか。

今までの仕分けでは、一括した分に含めた形で数字を計上したと。ところが、完全に分離したらこうなったっていう解釈です——っていうのは私、なぜそういう細かいとこ言うかといいますと、売り上げそのものが全体で下がっています。一千何百万かですね。全体でね。1,800万位全体では去年よりも下がっていますよね。収入額が。

そこで、一般管理費をいかにつめるか。いかに一般管理費の経費を下げていくかというのはやっぱり、課題なんですよ。

そうしていかないと、一般管理費たとえば、給与、職員は毎年、毎年アップします。アップ出てますよね。同じ人数、23人で業務したにしても、入所者がどうだろうがそのぶつつはかかるという計算でここでは出てきています。

ですから、それをいかに一般管理費にかかる経費を下げていくかっていうのも一つの実際の事業をやっていくうえでは、やっていかなきゃいけないから、高くなったとこ、どうしてもチェックせざるをえないんですよ。

ですから、その仕分けの仕方が違ったっていうのはこれはそれで納得しなきゃいけませんけれども、だから、そういう、どっかにそういう努力が見られるかなと思って数字をずっとチェックしていたもんですから。

その辺についてはやっぱり、一般管理費をこれ以上もう、つめるというか、下げるってことは今の段階では難しいと判断していますか。

○委員長（川守田稔君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） 中館委員の質問にお答えいたします。

一般管理費として、当然、比較するものでございます。経費といたしまして、その部分だけにとどまらず、各種使用料、今まで払っていたボイラー、給湯業務、ですね、そちらを含め、管理費総額では縮小されているものでございます。

以上です。

○委員長（川守田稔君） よろしいですか。他にございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 異議なしと認めます。議案第85号は原案のとおり認定されました。

（「委員長、次の議案第86号から……」の声あり）

◎議案第86号から議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川守田稔君） お諮りいたします。

この際、議案第86号から議案第91号までの平成29年度南部町各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての議案6件を一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） （「説明を省略」の声あり） ちょっと待ってください。

説明行いますか。

異議なしと認めます。議案第86号から議案第91号までの議案6件を一括議題といたします。

どうしようかな。本案について、説明を求めます。（「説明省略ってるよ」の声あり）

（「委員長」の声あり）

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、議案第86号から議案第91号までの6つの財産区の特別会計の歳入歳出決算認定について、一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第86号、平成29年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定についての主な内容をご説明いたします。

358、359ページをお開き願います。

歳入についてであります。上から5段目、2款、1項、財産運用収入は、収入済額で251万6,759円で、これは、チェリリン村用地がほとんどでございますけれども、及び電柱敷地の土地貸付収入であります。

一番下の段になりますが、収入合計5,226万3,903円となっております。

次に、360、361ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

上から2段目、1款、1項、総務管理費は、予算額194万6,000円に対し、支出済額は91万3,439円で、主なものは、管理委員報酬、研修旅費、財産区内各団体への助成金、森林火災保険料であります。

356、357ページをお開きください。一番下の段になりますが、歳出合計は予算額5,050万4,000円に対し、支出済額は91万3,439円、歳入歳出差引残額は5,135万464円となっております。

次に、議案第87号、平成29年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定についての、主

な内容をご説明いたします。

372、373ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。2款、2項、財産売払収入は、予算額1,000円に対し、収入済額は327万8,361円で、平公民館建設用地の土地売払収入であります。

一番下の段になりますが、収入合計は409万5,876円となっております。

次に、374、375ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

上から2段目、1款、1項、総務管理費は支出済額で19万9,409円、主なものは、管理委員報酬や平公民館の維持管理費であります。

370、371ページをお開き願います。一番下の段になりますが歳出合計は、予算額61万円に対し、19万9,409円、歳入歳出差引残額は389万6,467円となっております。

次に、議案第88号、平成29年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定についての主な内容をご説明いたします。

384、385ページをお開き願います。

まず、歳入についてであります。上から5段目、2款、1項、財産運用収入は収入済額で206万5,541円、これはチェリリン村用地のほか、農用地などの、土地貸付収入であります。

一番下の段になりますが収入合計は1,866万4,335円となっております。

次に、386、387ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

上から2段目、1款、1項、総務管理費は、予算額359万3,000円に対し、支出済額236万9,648円で、主なものは、管理委員報酬、研修旅費、財産区内各団体への助成金、管理事務所の維持管理経費や火災保険料であります。

382、383ページをお開き願います。一番下の段になりますが、歳出合計は予算額1,600万4,000円に対し、支出済額は239万7,955円となり、歳入歳出差引残額は1,626万6,380円となっております。

次に、議案第89号、平成29年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定についての主な内容をご説明いたします。

398、399ページをお開き願います。

歳入についてであります。上から5段目、2款、1項、財産運用収入は、予算額170万1,000円に対し、収入済額は177万2,609円で、これは企業用地や農用地などの土地貸付収入であります。

次に、下から3段目、4款、1項、の諸収入、雑入でございますが、予算額10万1,000円に対し、収入済額は26万7,373円で、主なものは下名久井公民館使用料収入であります。

一番下の段になりますが、収入合計は3,153万6,602円となっております。

次に、400、401ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

上から２段目、１款、１項、総務管理費は、予算額569万7,000円に対し、支出済額は342万5,997円で、主なものは、管理委員報酬、研修旅費、下名久井公民館の運営助成金及び維持管理経費、火災保険料であります。

396、397ページをお開き願います。一番下の段になりますが、歳出合計は、予算額 2,880万4,000円に対し、支出済額は353万973円、歳入歳出差引残額は2,800万5,629円となっております。

次に、議案第90号、平成29年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についての、主な内容をご説明いたします。

412、413ページをお開き願います。

歳入についてであります。上から２段目、１款、１項、財産運用収入は、予算額36万円に対し、収入済額は36万円で、ごみ投棄場所の土地貸付収入であります。

一番下の段になりますが、収入合計は235万865円となっております。

次に、414、415ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

上から２段目、１款、１項、管理会費は、予算額39万8,000円に対し、支出済額は33万4,633円で、主なものは管理委員報酬、研修旅費であります。

次に、２款、１項、林業費は、予算額32万6,000円に対し、支出済額は16万3,883円で、管理委員報酬、森林火災保険料であります。

410ページ、411ページをお開き願います。一番下の段になりますが、歳出合計は予算額 219万5,000円に対し、支出済額は49万8,516円となり、歳入歳出差引残額は185万2,349円となります。

最後に、議案第91号、平成29年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定についての主な内容をご説明いたします。

424、425ページをお開き願います。

歳入についてであります。上から２段目、２款、１項、財産運用収入は、予算額131万8,000円に対し、収入済額は137万9,818円で、主に、チェリリン村用地の貸付収入であります。

一番下の段になりますが、収入合計は2,843万7,630円となっております。

次に、426、427ページをお開き願います。

上から２段目、１款、１項、総務管理費は、予算額452万3,000円に対し、支出済額は236万5,424円で、主なものは、管理委員報酬、研修旅費、財産区内各団体への助成金、公民館と集会所の維持管理費、森林火災保険料であります。

422、423ページをお開き願います。一番下の段になりますが歳出合計は、予算額2,652万5,000円

に対し、支出済額は246万705円であり、歳入歳出差引残額は2,597万6,925円となっております。
以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川守田稔君） 質疑を行います。質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
討論を行います。討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
議案第86号から議案第91号までの議案6件を一括して採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○委員長（川守田稔君） 異議なしと認めます。議案第86号から議案第91号までは原案のとおり認定されました。

.....

◎閉会の宣告

○委員長（川守田稔君） 以上で、本委員会に付託されました平成29年度各会計の決算審査は全部終了いたしました。
これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

（午後3時15分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

決算特別委員会委員長

川守田稔